



2026年 5月20日

各 位

会社名 ReYuu Japan株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO
重富 崇史
(東証スタンダード: 9425)
問合せ先 執行役員 企画管理部長
武本 遼祐
電話番号 03-6230-9388
U R L <https://www.reyuu-japan.com/>

新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、Long Corridor Asset Management Limitedが運用するファンドを割当予定先とする新株予約権付社債発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）の設定契約を締結し、本プログラムに基づき第三者割当による新株予約権付社債を発行するとともに、本プログラムの設定契約とは別に、第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権の発行（以下、これらを総称して「本資金調達」または「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 本資金調達の概要

1. 新株予約権付社債発行プログラム設定契約の内容

本プログラムは、当社が割当予定先に新株予約権付社債を発行するための基本的な枠組みを定めるものです。本プログラムに基づき発行される新株予約権付社債については、割当予定先による転換が行われた場合、当社普通株式が交付されることにより、当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本プログラムにおいて、第1回新株予約権付社債については、本プログラム設定契約の締結と同時に具体的な発行条件を決定し、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、2026年6月5日に総数引受契約を締結する予定です。

一方、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債については、本プログラム設定契約において、発行予定時期、払込期日、発行総額の上限・下限及び転換株式数の上限等の基本的な枠組みを定めるものの、具体的な発行総額、転換価額、発行価額その他の詳細条件については、それぞれ別途設定される発行決議日において決定し、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、各払込期日に総数引受契約を締結する予定です。

各新株予約権付社債の発行予定時期等は、以下のとおりです。

	割当決議日	払込期日	払込金額の総額
第1回新株予約権付社債	2026年5月20日	2026年6月5日	180,000,000円
第2回新株予約権付社債	2026年6月19日 (予定)	2026年7月6日 (予定)	180,000,000円 (最大)
第3回新株予約権付社債	2026年7月24日 (予定)	2026年8月10日 (予定)	180,000,000円 (最大)

当社は、後述「Ⅱ. 本資金調達目的及び理由 1. 募集の目的及び理由 (3) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。当社といたしましては、以下に記載されている点を総合的に勘案した結果、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited (香港 SFC 登録番号: BMW115) (以下「LCAM」といいます。) より提案を受けた本プログラムは、希薄化を抑制しつつ、一定額の規模の資金を LCAM による資金使途の制約なしに無担保かつ無利子で調達できるうえに、今後の当社の事業状況に応じて機動的に資金を調達できることから、当社が必要とする資金を調達する手法として適しているものと考えております。

<本プログラムのメリット>

(新株予約権付社債発行プログラム設定)

① 蓋然性の高い資金調達

本プログラムは、割当予定先からプログラム設定を提案されたものであり、その引受け意向を有していることが所与となっているのみならず、プログラム設定時点において一連の複数回の発行条件の算式を決定していることから、個別の新株予約権付社債の発行を複数回行う場合と比較して、必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達することが可能となります。

一般的に、資金調度を都度個別に実施する場合には、その時点の株価水準や市場環境、投資家の投資姿勢等により、当初想定していた条件での調達が困難となる、又は調達金額が縮小する可能性があります。一方、本プログラムにおいては、あらかじめ複数回の発行を前提として条件の算定方法等が定められており、かつ割当予定先が一体として引き受ける意向を有していることから、当社としては資金調達の実行可能性および確実性が相対的に高いスキームであると認識しております。また、当社の資金需要は M&A や新規事業投資等により発生時期や規模が変動する性質を有しているところ、本プログラムによりあらかじめ調達枠を確保しておくことで、必要なタイミングで資金を確保しやすくなる点においても合理性があると考えております。

② 希薄化発生時期の分散

本プログラムは、当社による本新株予約権付社債の発行により纏まった金額で資金調達が実現する一方で、株式への転換が可能な新株予約権付社債であることにより、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつ、当社の株価変動に応じて段階的に転換が行われることも期待できるため、大規模な希薄化が一気に生じることを回避でき、市場に与える影響を一定程度抑止することが可能となります。また、新株予約権付社債を3回に分けて発行することにより、1回で同金額の新株予約権付社債を発行する場合に比して、希薄化による市場への影響を限定することが可能となり、本新株予約権付社債の固定化された転換価額のもとでは、転換の蓋然性が高まり、当社の財務基盤のさらなる強化が期待できると考えられます。なお、3回に分けて発行することに関しましては、LCAM の要請によるものでありますが、これにより、割当先としては投資リスクを時間分散することができるため、割当先のリスク許容度に応じたファイナンスの金額を最大化することが可能となります。

上記における「固定化された転換価額」とは、発行時点において一定の基準に基づき転換価額が設定されていることにより、投資家にとって転換条件の基準があらかじめ明確化されている状態を指しております。すなわち、本新株予約権付社債においては、発行時に転換価額が設定され、その後一定期間(6ヵ月間)経過後に株価水準に応じた修正が行われる仕組みとなっていることから、完全に固定された価格が維持されるものではありませんが、少なくとも当初においては転換条件の基準が明確に定まっている点に特徴があります。

このような設計により、投資家にとっては転換に係る経済条件の見通しが立てやすくなり、投資判断を行う上での不確実性が一定程度低減されることとなります。その結果として、単純に転換が促進

されるという趣旨ではなく、転換に関する合理的な判断が行われやすくなる環境が整備される点において、当社の資本政策の実効性の向上に資するものと考えております。

さらに、本プログラムにおいては、割当予定先のリスク許容度に応じた投資実行が可能となる結果、調達可能額の拡大が見込まれる点も一つの特徴ではありますが、当社としては、当該点を主たる目的とするものではなく、あくまで当社の資金需要との整合性を前提として本資金調達を実施しております。すなわち、本資金調達により確保を見込む資金規模は、後述の「Ⅱ. 本資金調達の目的及び理由 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、M&A、AI インフラ投資、暗号資産関連投資、運転資金等の各施策の実行に必要と見込まれる金額を踏まえて設定しており、当社の事業計画の遂行に必要な資金需要を充足する水準として合理的に算定しております。

その上で、本プログラムの設計により、結果として割当予定先の投資余力を活用した資金調達の柔軟性が確保されることは、追加的なメリットであると認識しております。

③ 金利コストの最小化

本新株予約権付社債はゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

将来的に本新株予約権付社債の転換による資本増強の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社は、一定条件に基づき、割当予定先に対して通知又は公告することにより、本新株予約権付社債の払込金額と同額で、残存する本新株予約権付社債を取得することができます。

上記における「それ以上の好条件での資金調達方法」とは、単に金利水準のみを比較するものではなく、希薄化の有無、資本コスト、財務構造への影響等を総合的に勘案したうえで、当社にとってより有利な条件での資金調達が可能となる場合を想定しております。

具体的には、例えば、当社の業績改善や株価上昇等により信用力が向上した結果、金融機関から低利かつ柔軟な条件での借入が可能となる場合や、転換権の付されていない通常社債の発行により、希薄化を伴わずに資金調達が可能となる場合、または市場環境の改善によりディスカウント幅の小さい公募増資等が実施可能となる場合等が考えられます。

このような場合には、当社としては、将来的な希薄化の発生を回避又は低減しつつ、資金調達コストの最適化を図る観点から、本新株予約権付社債を継続して維持するよりも、当該手法を選択することが合理的となる可能性があります。そのため、本新株予約権付社債について一定条件のもとで取得可能とすることにより、将来の資本政策の柔軟性を確保する設計としております。

⑤ 過度な希薄化の抑制 (発行段階における制御)

本新株予約権付社債から転換される当社普通株式数は、最大で 2,500,000 株としており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の総量は一定の範囲に制御されております。また、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、各払込期日の直前取引日における当社普通株式の終値が、当初転換価額 231.3 円の 89%に相当する 206 円を下回っていないことが、当社の発行及び割当予定先の引受けの前提条件として定められております。これにより、株価が一定水準を下回る局面においては後続の発行が行われない設計となっており、株価下落局面における追加的な希薄化の抑制に資するものと考えております。

⑥ 転換価額の修正および下限設定による希薄化抑制 (転換段階における制御)

本新株予約権付社債の転換価額は、発行当初に設定された後、発行から一定期間 (約 6 カ月) 経過後の修正日において 1 度のみ、当社普通株式の市場価格 (直前取引日の終値) を基準として見直される仕組みとなっております。これにより、株価水準とかい離れた固定価格のまま転換が行われることを回避し、市場価格に一定程度連動した合理的な条件での転換が行われる設計となっております。ただし、当該修正後の転換価額には 206 円の下限が設定されており、これを下回ることはありません。このように、一定期間経過後に市場価格を反映する一方で、下限転換価額を設けることにより、株価下落局面における過度な希薄化の進行には一定の制約が設けられております。当社としては、本プログラムは市場環境に応じた資金調達の柔軟性と、既存株主への影響とのバランスに配慮した資金調達手段であると考えております。

<本プログラムのデメリット>

(新株予約権付社債発行プログラム設定)

- ① 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- ② 本新株予約権付社債については、満期までに転換がなされなかった場合に償還を行う必要があり、その場合当該償還に係る資金が必要となります。
- ③ 第三者割当方式は、当社と割当予定先との間で条件を協議のうえ実施する資金調達手法であるため、不特定多数の投資家から広く資金調達を募ることによるメリットは享受できません。多数の投資家から広く資金を募る公募増資等と比較して、資金調達先が特定の投資家に限定されることから、投資家層の拡大や株主構成の分散が進みにくく、株式の流動性向上や市場での認知度向上といった効果は限定的となります。また、特定の割当予定先への依存度が高まることにより、転換の時期、転換後の株式の保有又は売却方針等が、当該割当予定先の投資判断及び市場環境に一定程度左右されることとなります。その結果、当該割当予定先の行動が株式需給や株価形成に影響を及ぼす可能性がある点は、本資金調達手法のデメリットであると認識しております。
- ④ 本新株予約権付社債は、将来的に株式への転換が行われた場合には、新株式が発行されることにより既存株主の持株比率が希薄化する可能性があります。特に株価動向に応じて転換が進行する性質を有することから、一定期間にわたり継続的に希薄化が発生する点は、本資金調達手法に固有のデメリットであると認識しております。
- ⑤ また、転換価額の修正条項が付されていることから、株価が下落した場合には転換価額が引き下げられる可能性があり、その結果として交付される株式数が増加し、希薄化が相対的に拡大する可能性があります。ただし、これらの希薄化については、上記のとおり、最大交付株式数の限定、発行回数の分散、発行時の株価条件の設定、転換価額の下限設定等により、過度な希薄化の進行を抑制する設計としております。

2. 本プログラムに基づく新株予約権付社債の発行の概要

<第1回新株予約権付社債>

(1) 社債の名称	ReYuu Japan 株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 払込期日	2026年6月5日
(3) 新株予約権の個数	20個
(4) 社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額 180,000,000 円（各本社債の金額 100 円につき金 90 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(5) 当該発行による潜在株式数	864,680 株
(6) 調達資金の額	総額 金 180,000,000 円
(7) 転換価額	231.3 円 本新株予約権付社債の転換価額は、2026 年 12 月 7 日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「修正日価額」という。）が、当該修正日に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、修正日価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。下限転換価額は 206 円とする。
(8) 転換期間	2026 年 6 月 8 日から 2028 年 6 月 5 日まで
(9) 募集方法	第三者割当による
(10) 割当予定先	LCAO 648,510 株

	MAP246 86,468 株 BEMAP 129,702 株
(11) 利率	該当事項はありません。
(12) 利払日	該当事項はありません。
(13) 償還期限	2028年6月5日
(14) 償還価額	額面100円につき金100円
(15) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、第1回新株予約権付社債に関し、その発行を条件として、次の内容の譲渡制限を含む、新株予約権付社債発行プログラム設定契約を締結しています。</p> <p>① 譲渡制限 第1回新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>また、当社は、金融商品取引法に基づく第1回新株予約権付社債の募集に係る届出の効力発生後に、割当予定先との間で、第1回新株予約権付社債に係る総数引受契約を締結する予定であります。</p>

<第2回新株予約権付社債>

(1) 社債の名称	ReYuu Japan 株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 払込期日	2026年7月6日(予定)
(3) 新株予約権の個数	20個(予定)
(4) 社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額180,000,000円(予定)(各本社債の金額100円につき金90円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(5) 当該発行による潜在株式数	864,680株(予定)
(6) 調達資金の額	総額金180,000,000円(予定)
(7) 転換価額	本新株予約権付社債の転換価額は、2027年1月6日(予定)(以下「修正日」という。)において、当該修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「修正日価額」という。)が、当該修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、修正日価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。下限転換価額は206円とする。
(8) 転換期間	2026年7月7日から2028年7月6日まで(予定)
(9) 募集方法	第三者割当による
(10) 割当予定先	LCAO 648,510株(予定) MAP246 86,468株(予定) BEMAP 129,702株(予定)
(11) 利率	該当事項はありません。
(12) 利払日	該当事項はありません。
(13) 償還期限	2028年7月6日(予定)
(14) 償還価額	額面100円につき金100円
(15) その他	当社は、割当予定先との間で、第2回新株予約権付社債に

	<p>関し、その発行を条件として、次の内容の譲渡制限を含む、新株予約権付社債発行プログラム設定契約を締結しています。</p> <p>① 譲渡制限 第2回新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>また、当社は、金融商品取引法に基づく第2回新株予約権付社債の募集に係る届出の効力発生後に、割当予定先との間で、第2回新株予約権付社債に係る総数引受契約を締結する予定であります。</p>
--	--

<第3回新株予約権付社債>

(1) 社債の名称	ReYuu Japan 株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 払込期日	2026年8月10日(予定)
(3) 新株予約権の個数	20個(予定)
(4) 社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額 180,000,000 円(予定) (各本社債の金額 100 円につき金 90 円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(5) 当該発行による潜在株式数	864,680 株(予定)
(6) 調達資金の額	総額 金 180,000,000 円(予定)
(7) 転換価額	本新株予約権付社債の転換価額は、2027年2月10日(予定) (以下「修正日」という。)において、当該修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「修正日価額」という。)が、当該修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、修正日価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。下限転換価額は206円とする。
(8) 転換期間	2026年8月11日から2028年8月10日まで(予定)
(9) 募集方法	第三者割当による
(10) 割当予定先	LCAO 648,510 株(予定) MAP246 86,468 株(予定) BEMAP 129,702 株(予定)
(11) 利率	該当事項はありません。
(12) 利払日	該当事項はありません。
(13) 償還期限	2028年8月10日(予定)
(14) 償還価額	額面 100 円につき金 100 円
(15) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、第3回新株予約権付社債に関し、その発行を条件として、次の内容の譲渡制限を含む、新株予約権付社債発行プログラム設定契約を締結しています。</p> <p>① 譲渡制限 第3回新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>また、当社は、金融商品取引法に基づく第3回新株予約権</p>

	付社債の募集に係る届出の効力発生後に、割当予定先との間で、第3回新株予約権付社債に係る総数引受契約を締結する予定であります。
--	--

(注) 第1回新株予約権付社債乃至第3回新株予約権付社債に共通する制限超過行使に関する対応

第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債については、転換期間・割当先等の状況・修正条件等を踏まえ、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程上、当該重複する部分についてはMSCB等とみなされるものとして取り扱われます。

このため、当社は、割当予定先との間で締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約及び各新株予約権付社債に係る総数引受契約において、第1回新株予約権付社債乃至第3回新株予約権付社債に係る転換数量を合算して管理し、当社普通株式の交付数が株式会社東京証券取引所の定める制限超過行使に該当することとなる転換については、割当予定先がこれを行わない旨を定める予定です。

具体的には、割当予定先は、第1回新株予約権付社債乃至第3回新株予約権付社債の転換により交付される当社普通株式数を合算して計算し、当該合算後の転換数量が、株式会社東京証券取引所の定める制限超過行使に係る基準を超過することとなる場合には、当該超過部分に係る転換請求を行わないものとします。これにより、本新株予約権付社債の転換に伴う当社普通株式の交付について、既存株主に対する過度な希薄化及び市場への過度な影響が生じないように管理することとしております。

3. 本プログラムとは別に発行する第5回新株予約権及び第6回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の概要

本新株予約権は、上記「1. 新株予約権付社債発行プログラム設定契約の内容」に記載の本プログラムとは別に発行するものであり、本新株予約権を発行する目的及び当該資金調達方法を選択した理由等については、下記「II. 本資金調達の目的及び理由 1. 募集の目的及び理由 (3) 資金調達方法の概要及び選択理由」をご参照ください。

①第5回新株予約権

(1) 割当日	2026年6月5日
(2) 新株予約権の総数	33,000個（1個につき100株）
(3) 発行価額	総額4,059,000円 （新株予約権1個につき金123円）
(4) 当該発行による潜在株式数	3,300,000株
(5) 資金調達の額	852,159,000円 （内訳） 第5回新株予約権発行分 4,059,000円 第5回新株予約権行使分 848,100,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「II. 本資金調達の目的及び理由 2. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1株につき257円
(7) 割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 LCAO 24,420個 MAP246 2,640個 BEMAP 5,940個
(8) その他	新株予約権引受契約において、以下の内容が定められる予定です。 ① 第5回新株予約権の買戻 当社は、本新株予約権の発行要項に従い、第5回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての

	<p>第5回新株予約権を、割当予定先から買い取ることができません。この場合、割当予定先は、当社の口座にかかる買取りによる当該第5回新株予約権の移転に係る記録が買取日になされるように、振替法及び振替関連諸規則に従い、かかる記録のために割当予定先がとるべき手続を行います。</p> <p>② 行使停止 当社は、いつでも、第5回新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができ、また、当社は、行使の停止の効力発生日以降、いつでも、割当予定先に対して、第5回新株予約権の全部又は一部の行使の再開を許可することができます。当社は、株価動向を見極めながら第5回新株予約権の行使の停止又は再開を行うことがあり、行使の停止又は行使の再開がなされる都度、東京証券取引所を通じてその旨の適時開示をする予定です。</p> <p>③ 譲渡制限 第5回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④ 行使コミットメント 割当予定先は、東京証券取引所における当社普通株式の終値が20取引日連続して309円を超えた場合、当該20連続取引日の末日以降、20計算対象日以内に、保有する第5回新株予約権13,000個（1,300,000株相当）を行使するものとします。</p> <p>また、東京証券取引所における当社普通株式の終値が20取引日連続して386円を超えた場合、当該20連続取引日の末日以降、20計算対象日以内に、保有する第5回新株予約権の全てを行使するものとします。</p> <p>ただし、当社による第5回新株予約権の取得日が到来した場合、又は当社普通株式の終値が行使価額を下回る場合、売買出来高が10,000株以下となる場合、株価が一定割合以上下落した場合、法令等に抵触する可能性がある場合、災害・売買停止等により行使又は取得株式の売却が実務上困難となる場合、その他引受契約に定める一定の場合には、割当予定先は当該行使義務を免れるものとします。</p> <p>⑤ 優先的交渉権 当社は、一定期間中、割当予定先以外の第三者に対して株式等を発行又は処分しようとする場合、一定の例外を除き、当該第三者との間で合意する前に、割当予定先に対して当該株式等の内容及び条件を通知し、割当予定先に引受意向の有無を確認するものとします。</p>
--	---

②第6回新株予約権

(1) 割当日	2026年6月5日
(2) 新株予約権の総数	36,000個（1個につき100株）
(3) 発行価額	総額4,716,000円 （新株予約権1個につき金131円）
(4) 当該発行による潜在株式数	3,600,000株
(5) 資金調達額	929,916,000円

	第6回新株予約権発行分 4,716,000円 第6回新株予約権行使分 925,200,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「Ⅱ. 本資金調達のための目的及び理由 2. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1株につき257円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Seacastle 23,436個 Showcase Capital 4,536個 Universal Digital 6,660個 Soul Ventures 1,368個
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。 当社は、第6回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、第6回新株予約権の割当日の翌日以降いつでも、取得日の14営業日前までに第6回新株予約権者に通知することにより、取得日において、第6回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第6回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 また、第6回新株予約権の行使期間の末日において第6回新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する第6回新株予約権の全てを、第6回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で取得するものとします。 なお、第6回新株予約権の譲渡については、割当先との間で締結する割当契約において、当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。

Ⅱ. 本資金調達の目的及び理由

1. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状

当社は、リユースモバイル端末の取扱いを中核とするリユース関連事業を展開しており、「ReYuu (リユー)」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、循環型社会への貢献と持続的な企業価値の向上を目指しております。近年、円安の進行や新品端末価格の高騰を背景に、コストパフォーマンスを重視したリユース端末への需要は個人・法人双方において拡大しており、当社が属するリユースモバイル市場は引き続き成長が見込まれております。

当社は、リユースモバイル端末市場の拡大や法人需要の高まりを踏まえ、従前より販売チャネルの拡充、法人向けサービスの強化、海外取引の拡大に取り組み、売上規模の拡大を実現してまいりました。特に法人向け領域においては、端末販売に加え、レンタル、キッティング、保証等を組み合わせたサービス提供を推進し、収益機会の多様化を図っております。また、在庫の最適化およびコスト構造の見直しを通じて、キャッシュ・フローの改善および財務体質の健全化にも一定の成果を得ております。

一方で、当社は過去複数期にわたり営業損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社が2026年3月26日付で公表した中期事業戦略においては、修理・リサイクル事業への進出やEC機能の強化を通じて収益性の改善を図るとともに、法人向けレンタルサービスの提供等により安定的な収益基盤の構築を進める方針としております。また、M&A及び事業提携を通じてサプライチェーンの統合を進め、収益性の向上および事業基盤

の強化を図ることとしております。

加えて、暗号資産の保有・運用による新たな収益源の確立を図るとともに、当該運用収益を成長投資に充当することで、リユース事業の拡大を加速させる方針としております。

さらに、当社は、2026年4月24日付PR開示「AI特化型高性能データセンターの開発および運営に向けた基本合意書（MOU）締結に関するお知らせ」に記載のとおり、AIインフラ領域への参入を中長期的な成長戦略の一環として位置付け、GPUサーバーを中心としたAI関連インフラ事業への展開を進めております。

本取り組みは、当社のリユース事業におけるIT機器の流通・再利用に関する知見を活かし、将来的に形成が見込まれる中古GPUサーバー市場への関与を図るものであり、既存事業とのシナジー創出および収益源の多様化に資するものと考えております。

これらの施策を実行するにあたり、当社においては段階的かつ機動的な資金確保が重要であると認識しております。

まず、M&Aおよび資本業務提携については、事業シナジーの創出及び競争力強化の観点から重要な施策と位置付けておりますが、案件は発生時期や規模が不確定であるため、機会が生じた際に迅速に意思決定及び投資実行を行うための資金余力が必要となります。

次に、AIインフラ領域や暗号資産関連投資等の新規領域への展開についても、中長期的な成長ドライバーとして位置付けており、これらの分野においては一定規模の先行投資が必要となることから、継続的に投資を実行可能な資金基盤の構築が求められます。

さらに、既存のリユース関連事業においては、収益機会の最大化に向け、需要動向に応じた機動的かつ一定規模の在庫調達が必要であり、特に高需要機種については数千台規模・数億円単位の資金投下が必要となる局面が存在します。また、レンタル等のストック型収益の拡大においても、端末取得等の初期投資を伴うため、成長に先行した資金需要が発生いたします。

このように、当社の資金需要は、案件の発生時期や規模に応じて変動する性質を有しており、一括での資金調達のみならず、事業進捗や市場環境に応じて段階的に資金を確保できる柔軟な調達手段が必要であると判断いたしました。

本新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた本資金調達は、発行時に一定額の資金を確保するとともに、将来の転換又は行使に応じて追加的な資金調達および資本増強を図ることが可能であり、当社の資金需要の特性に適合した手段であると考えております。また、一括での株式発行と比較して、資金調達および希薄化のタイミングを分散できる点においても合理性があると判断しております。

当社は、本資金調達により、早期の黒字化および持続的成長の実現に向けた取り組みを一層加速させてまいります。また、資金使途および進捗については、適時適切な情報開示を行い、透明性の高い経営を推進してまいります。

なお、当社が2025年7月8日開催の取締役会決議により発行した第2回新株予約権につきましては、株価が当該新株予約権の行使価額を継続的に下回る状況が続いたことから、権利行使による資金調達は進捗していませんでした。当社といたしましては、このような市場環境のもとでは、当該新株予約権の行使による資金調達の実現可能性は低いと判断いたしました。このため、資本政策の機動性および資金調達手段の実効性を確保する観点から、現行の新株予約権を維持するよりも、これを取得の上消却し、新たな資金調達手段への切替えを図ることが合理的であると判断し、2026年5月12日付「第三者割当による第2回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、同日開催の取締役会において、第2回新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。

本件取得及び消却は、既存株主の利益に配慮しつつ、希薄化リスクの不確実性を低減するとともに、より確実性の高い資金調達を実現するためのものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

（2）募集に至る背景

当社は、2026年5月20日開催の当社取締役会決議にて、LCAMが一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）であるLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCA0」といいます。）及びLCAMが一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）であるLMA SPCの分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）

である MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC (以下「MAP246」といいます。)及び BEMAP Master Fund Ltd. (以下「BEMAP」といい、LCAO、MAP246 及び BEMAP を個別に又は総称して、以下「割当予定先 (LC)」といいます。)との間で、新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約 (以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」といいます。)を締結することとし、機動的かつ柔軟な資金調達を可能とする体制を構築することといたしました。

また、当社は、2026 年 5 月 20 日開催の当社取締役会決議にて、LC に対して、新株予約権付社債発行プログラム設定契約により設定された新株予約権付社債発行プログラムに基づく第三者割当による第 1 回新株予約権付社債の発行 (以下「第 1 回新株予約権付社債第三者割当」といいます。)並びに第三者割当による第 5 回新株予約権 (以下「第 5 回新株予約権」といいます。)の発行 (以下「第 5 回新株予約権第三者割当」といいます。)及び Seacastle Singapore Pte. Ltd. (以下「Seacastle」といいます。)、株式会社 Showcase Capital (以下「Showcase Capital」といいます。)、Universal Digital Inc. (以下「Universal Digital」といいます。)及び Soul Ventures Holdings Limited (以下「Soul Ventures」といいます。)に対し第三者割当による第 6 回新株予約権 (以下「第 6 回新株予約権」といいます。)の発行 (以下「第 6 回新株予約権第三者割当」) (第 5 回新株予約権第三者割当及び第 6 回新株予約権第三者割当を個別に又は総称して「本新株予約権第三者割当」といいます。)を行うこととし、多様な資金調達手段を組み合わせることにより、資金調達の確実性及び柔軟性の向上を図ることといたしました。なお、本プログラムに基づいて第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「第 2 回新株予約権付社債」といいます。)の発行 (以下「第 2 回新株予約権付社債第三者割当」といいます。)及び第三者割当による第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「第 3 回新株予約権付社債」といい、第 1 回新株予約権付社債、第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債と合わせて「本新株予約権付社債」と総称します。)の発行 (以下「第 3 回新株予約権付社債第三者割当」といい、第 1 回新株予約権付社債第三者割当、第 2 回新株予約権付社債第三者割当及び第 3 回新株予約権付社債第三者割当と合わせて「本新株予約権付社債第三者割当」と総称します。) (以下本新株予約権付社債第三者割当及び本新株予約権第三者割当を個別に又は総称して「本第三者割当」といいます。)も 2026 年 5 月 20 日開催の当社取締役会決議にて決議しており、これらを含む一連の第三者割当を通じて、資金調達の段階的実行及び市場環境に応じた最適な調達を可能とすることを企図しております。なお、第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債に係る具体的な発行条件その他の詳細については、「I. 本資金調達の概要 1 新株予約権付社債発行プログラム設定契約の内容」に記載の各「割当決議日」において、改めて当社取締役会にて決議する予定です。

(3) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、上記「II. 本資金調達の目的及び理由 1. 募集の目的及び理由 (1) 当社の現状」に記載の資金需要に対応するため、複数の資金調達方法について検討を行ってまいりました。具体的には、金融機関からの借入れ、公募増資、株主割当増資、並びに第三者割当による各種スキーム等を比較検討いたしました。

まず、金融機関からの借入れについては、当社の現状の財務状況に加え、既存の借入契約に付されている財務制限条項等の制約を踏まえると、新たな借入れによる資金調達は実行可能性や機動性の観点から現時点で現実的な選択肢とは言い難いと判断いたしました。また、仮に借入れにより必要資金を賄う場合には、利息負担の増加や財務健全性の低下を招く可能性があり、将来的な調達余力にも影響を及ぼしかねないことから、慎重に判断いたしました。

また、公募増資については、一時にまとまった資金調達が可能である反面、相応規模の希薄化が一時に発生することから、株価に対する影響が大きくなる可能性があると考えております。また、公募増資の実施にあたっては、証券会社による引受審査および引受体制の構築が必要となることから、当社は継続的に営業損失を計上しており、継続企業的前提に関する重要な疑義が生じている状況にあることから、当社が希望する条件および規模での引受体制を構築できるかについて不確実性が存在しておりました。加えて、市場環境や株価動向によっては、想定する発行価格や発行規模で十分な需要を確保できず、必要資金を確実に調達できるとは限らないと考えられることから、機動的かつ確実性を重視する本件資金調達の目的に照らした場合、公募増資は適切ではないと判断いたしました。株主割当増資についても、既存株主の参加率により調達額が左右される点で確実性に課題があること等から、

同様に慎重に検討いたしました。

また、ライツ・オフアリング（株主割当による新株予約権の無償割当）についても検討いたしました。ライツ・オフアリングは、既存株主に対して公平に投資機会を提供できる点や、一定の市場性を通じた価格形成が期待できる点においてメリットがある資金調達手法であると認識しております。しかしながら、ライツ・オフアリングにおいては、既存株主の権利行使状況や市場での新株予約権の取引動向により最終的な調達額が左右されることから、必要な資金を確実に確保できるかについて不確実性がある点が課題となります。また、実施にあたっては一定の準備期間および手続を要するため、資金需要の発生タイミングに応じた機動的な資金調達が困難となる可能性があります。さらに、当社の現状の株価水準および市場環境を踏まえると、権利行使が十分に進まない可能性も否定できず、その結果として想定していた資金調達が実現しないリスクがあることから、本件の資金需要の特性（発生時期および規模の不確実性）に照らしては、必ずしも適切な手法とは言い難いと判断いたしました。

これらを踏まえ、当社は、発行時点で一定の資金を確実に確保しつつ、残余の資金については当社の資金需要の発生時期や市場環境に応じて段階的に調達することが可能なスキームが適切であるとの結論に至りました。その結果、新株予約権付社債の発行により当面必要な資金の一定額を発行時に調達するとともに、追加的な資金については新株予約権の行使により機動的に調達することが可能となることから、今般の資金調達方法を選択いたしました。

<資金調達方法の概要>

今回の資金調達は、当社がLCに対して本新株予約権付社債（調達額 540,000,000 円（第1回新株予約権付社債：180,000,000 円、第2回新株予約権付社債：180,000,000 円、第3回新株予約権付社債：180,000,000 円））、第5回新株予約権（最大調達額 852,159,000 円）及び Seacastle、Showcase Capital、Universal Digital 及び Soul Ventures に対して第6回新株予約権（最大調達額 929,916,000 円）をそれぞれ第三者割当の方法によって割り当てるものです。また、本新株予約権付社債については払込期日に資金を調達することができ、本新株予約権については LC、Seacastle、Showcase Capital、Universal Digital 及び Soul Ventures による行使によって段階的に資金を調達することができる仕組みとなっております。なお、LC と締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約については「I. 本資金調達の概要 1. 新株予約権付社債発行プログラム設定契約の内容」に記載のとおりです。

<本新株予約権付社債の特徴>

本新株予約権付社債の特徴は、次のとおりとなります。

[メリット]

- ①本新株予約権付社債の発行により、証券の発行時に一定の資金の調達をすることが可能になります。
- ②本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。
- ③本新株予約権付社債には転換価額の修正条項が付されているため、資金調達の蓋然性やスピード感を高める設計となっております。
- ④本新株予約権付社債による調達金額のうち当社普通株式への転換の対象となった金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

- ①本新株予約権付社債は、将来的に株式への転換が行われた場合には、新株式が発行されることにより既存株主の持株比率が希薄化する可能性があります。
- ②本新株予約権付社債については、株式への転換が行われた場合には資本増強効果が生じる一方、転換が完了するまでには一定の期間を要する可能性があります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、転換の完了までに時間がかかる可能性があります。
- ③本新株予約権付社債については、株価水準や市場環境等によっては転換が進まない可能性があり、その場合には満期時に償還資金が必要となる可能性があります。
- ④本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一

時的に負債比率が上昇します。

- ⑤第三者割当方式という当社と特定の割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

<第5回新株予約権及び第6回新株予約権を発行する理由>

当社は、上記のとおり、第1回乃至第3回新株予約権付社債により一定額の資金を段階的に確保することを予定しておりますが、当社の資金需要は、M&A、AI インフラ投資、暗号資産関連投資及び既存事業の運転資金等、複数の施策にわたっており、これらの施策を機動的に実行するためには、新株予約権付社債による調達に加え、株価水準及び市場環境に応じて追加的に資金調達を行うことが可能な手段を確保する必要があると判断いたしました。

このため、当社は、本プログラムとは別に、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を発行することにより、将来の株価動向に応じた段階的な資金調達手段を確保し、資金調達の柔軟性及び実効性を高めることといたしました。

<第5回新株予約権及び第6回新株予約権を分けて発行する理由>

第5回新株予約権は、LCAMが運用するファンドを割当予定先として発行するものであり、本プログラムに基づく新株予約権付社債とあわせて、当社の新たな資金需要に対応するための追加的な資金調達手段として位置付けております。また、第5回新株予約権については、一定の株価条件を満たした場合に割当予定先が一定数の新株予約権を行使する旨の行使コミットメントが付される予定であり、当該行使コミットメントを通じて、一定条件下における資金調達の実効性を高める設計としております。

一方、第6回新株予約権は、既存の第2回新株予約権の保有者を割当予定先として発行するものであり、当社株価が第2回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続し、当初想定していた資金調達が進捗しなかったことを踏まえ、第2回新株予約権を取得及び消却したうえで、現状の株価水準及び本資金調達の目的に即した新たな資金調達機会を設定するものです。

このように、第5回新株予約権と第6回新株予約権は、割当予定先、発行の背景及び位置付けに加え、行使コミットメントの有無等の条件面も異なることから、それぞれ別個の回号として発行することといたしました。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

[メリット]

- ①本新株予約権は、新株予約権者による行使が行われた場合に、当社に行使価額相当額の資金が払い込まれる仕組みであり、株価水準及び市場環境に応じて段階的な資金調達を行うことが可能となります。
- ②新株予約権は、発行時点で直ちに全ての株式が交付されるものではなく、行使に応じて段階的に株式が交付されるため、一括で普通株式を発行する場合と比較して、希薄化の発生時期を分散させることが可能です。
- ③本新株予約権が行使された場合には、当社の資本が増加し、財務基盤の強化に資することが期待されます。
- ④第5回新株予約権及び第6回新株予約権には、一定の条件のもとで当社が取得できる条項が設けられており、将来の株価動向、資金需要又は資本政策の変化に応じて、当社が一定の柔軟性を確保できる設計となっております。

[デメリット]

- ①本新株予約権は、新株予約権者による行使が行われて初めて行使価額相当額の資金調達が実現するものであり、発行時点で発行予定額の全額を調達できるものではありません。
- ②当社普通株式の株価が行使価額を下回る場合等には、新株予約権者による行使が進まず、予定していた時期又は金額での資金調達が実現しない可能性があります。

- ③本新株予約権が行使された場合には、当社普通株式が新たに交付されるため、既存株主の持株比率が希薄化することとなります。
- ④本新株予約権は第三者割当の方法により発行されるため、資金調達の実現時期及び規模は、割当予定先の投資判断、株価水準及び市場環境に一定程度左右されることとなります。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2,322,075,000	20,425,000	2,301,650,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額、並びに第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の払込金額の総額を合算した金額であります。なお、各新株予約権の払込金額の総額及び行使に際して出資される財産の額並びに各新株予約権付社債の払込金額の総額は、下記のとおりです。

第5回新株予約権の払込金額の総額 4,059,000円

第6回新株予約権の払込金額の総額 4,716,000円

第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の額 848,100,000円

第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の額 925,200,000円

第1回新株予約権付社債の払込金額の総額 180,000,000円

第2回新株予約権付社債の払込金額の総額 180,000,000円 (予定)

第3回新株予約権付社債の払込金額の総額 180,000,000円 (予定)

2. 第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債については、今後、別途設定される発行決議日において具体的な発行総額、転換価額、発行価額その他の詳細条件を決定し、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、各払込期日に総数引受契約を締結したうえで発行する予定です。上記払込金額の総額には、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債に係る現時点における払込金額の総額の上限額を含めております。

3. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書作成支援費用 (3,000千円)、調査費用 (2,250千円)、登記費用 (9,025千円)、新株予約権及び新株予約権付社債公正価値算定費用 (4,250千円)、第三者委員会委託 (意見書) 費用 (1,900千円) の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

4. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。なお、第6回新株予約権は行使コミットメント条項がない新株予約権であることから、全額行使は保証されておりません。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<第1回新株予約権付社債>

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用	133,333	2026年8月～2028年6月
② AIインフラ投資資金	46,666	2026年9月～2028年6月
合計	180,000	—

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。

2. 本新株予約権付社債で調達する資金は、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。見直しを行う場合には、速やかに開示いたします。

3. 本欄の記載順を優先順位として充当する予定です。
4. 本プログラムに基づき今後発行を予定している第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債により資金調達を行った場合には、当該払込金額の総額である最大360,000千円については、上記資金使途のうち、M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用に266,666千円、並びにAIインフラ投資資金に93,333千円を充当する予定です。なお、実際の充当期については、各新株予約権付社債の発行決議時点における当社の資金需要、各施策の進捗状況及び市場環境等を踏まえて決定する予定です。

<本新株予約権>

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用	901,650	2026年8月～2029年6月
② AIインフラ投資資金	160,000	2026年9月～2029年6月
③ 暗号資産関連投資資金	300,000	2026年6月～2029年6月
④ 運転資金	400,000	2026年6月～2029年6月
合計	1,761,650	—

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。
2. 本新株予約権で調達する資金は、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。見直しを行う場合には、速やかに開示いたします。
3. 株価低迷等を要因として権利行使が進まないことにより、各施策の実行が難しいと判断した場合には、一時的に当社の手元資金を活用しながら、資金調達計画の見直しを行う可能性があります。
4. 本欄の記載順を優先順位として充当する予定です。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

① M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用

当社は、リユースモバイル端末事業を中核とし、調達・販売・再生・流通を一体化したバリューチェーンの構築を推進しております。近年、リユースモバイル市場は、新品端末価格の上昇やコスト志向の高まりを背景に拡大を続けており、当社においても販売台数および売上高は増加基調にあります。

当社が策定した中期事業戦略においては、リユース事業における収益性の改善および事業領域の拡張を通じた成長を基本方針としております。具体的には、修理・リサイクル事業への展開、EC機能の強化、法人向けサービスの拡充等により収益基盤の強化を図るとともに、M&A及び事業提携を通じてサプライチェーンの統合や新たな事業機会の獲得を進めていく方針としております。

具体的には、既存リユース事業の収益性向上および差別化を図る観点から、修理機能およびリサイクル機能の強化・内製化を目的としたM&Aを推進してまいります。第一に、修理事業領域においては、モバイル端末のリファビッシュ能力の高度化を目的として、端末修理、検品、データ消去、品質保証等の技術を有する企業との提携または取得を検討しております。本領域においては、約5億円規模の案件を実施することを想定しております。これにより、再生工程の内製化を進め、処理スピードの向上、品質の均一化、原価低減を実現するとともに、収益率の改善を図ってまいります。

第二に、リサイクル事業領域においては、使用済端末の部品回収、資源リサイクル等を行う事業者との提携または取得を検討しております。本領域においては、約10億円規模の案件を実施することを想定しております。これにより、再販が困難な端末の処理コストの低減に加え、資源価値の回収による新たな収益機会の創出を図るとともに、環境負荷低減といったESG観点での価値創出にも取り組んでまいります。

さらに、中期事業戦略における新規事業領域の拡張に資する観点から、AI・デジタル領域や周辺サ

ービス領域におけるM&Aおよび資本業務提携についても、機動的に検討を進めてまいります。これにより、既存事業とのシナジー創出および事業ポートフォリオの高度化を図ってまいります。

当該M&Aまたは資本業務提携の規模については、上記のとおり、対象事業の特性および案件規模に応じて設定する方針としておりますが、個別案件の進捗状況や市場環境等を踏まえ、複数案件への分散投資も含め、柔軟かつ機動的に実行する方針であります。対象企業については、当社事業とのシナジー、収益性、技術力等を総合的に勘案し選定してまいります。

なお、当社においては、現時点で複数のM&A案件の検討を進めており、その中には具体的な協議が進行している案件も含まれております。これらの案件は、前述の修理機能およびリサイクル機能の強化・内製化や、新規事業領域の拡張に資するものであり、当社の中期事業戦略の実行に直結するものと位置付けております。

もつとも、これらの案件については、デューデリジェンスや条件交渉の結果により、実行に至らない可能性や、投資規模・実行時期が変動する可能性があることから、特定の案件への充当を前提とするのではなく、一定の投資余力をあらかじめ確保しておくことが重要であると判断しております。

このため、本第三者割当による資金調達により、上記の検討中案件への対応に加え、その後の見込み案件も含めた機動的なM&Aの実行を可能とする体制を構築することが不可欠であると判断しております。本第三者割当により調達する資金のうち1,301百万円を本資金使途に充当する予定です。

また、今後の案件進捗や市場環境の変化に応じて投資判断を行うとともに、引き続き案件探索を継続し、中長期的な成長機会の獲得を目指してまいります。

当社は、これらの戦略投資を通じて、既存事業の収益力強化と新たな成長領域の創出を両立し、付加価値創出型のリユースプラットフォーム企業への進化を図ることで、企業価値および株主価値の最大化を実現してまいります。

② AI インフラ投資資金

当社は、リユースモバイル端末事業を中核としつつ、近年の急速なデジタル化およびAI技術の進展を踏まえ、事業ポートフォリオの高度化および収益源の多様化を重要な経営課題として認識しております。

当社が策定した中期事業戦略においては、リユース事業の収益性向上および事業領域の拡張を通じた成長を基本方針としております。こうした方針のもと、AIインフラ投資については、新たな事業機会の創出に資するとともに、既存事業の高度化にも寄与する施策として位置付けております。

近年、生成AIの普及に伴い、GPUサーバーやデータセンター等の計算基盤に対する需要は拡大しており、当社としても、リユース事業とのシナジーを見据えたAIインフラ領域への先行投資を実施する方針であります。具体的には、データセンター関連設備への投資、GPUサーバー等の計算資源の確保、AI処理基盤の構築等を想定しております。

なお、当社は、2026年4月24日付PR情報「AI特化型高性能データセンターの開発および運営に向けた5社間での基本合意書(MOU)締結に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、abc株式会社、株式会社イメージワン、ウインテスト株式会社及び株式会社FDとの間で、AIデータセンターの開発及び運営体制の構築を目的とした合弁会社の設立に向けた基本合意書を締結しております。当該基本合意においては、共同出資により合弁会社を設立し、その下にプロジェクトごとの事業用SPCを設立したうえで、AI特化型高性能データセンターの開発及び運営を行うスキームを想定しております。また、当社は、2026年5月18日付PR情報「AI特化型高性能データセンター開発プロジェクトへの株式会社Birdmanの追加参画(6社体制への移行)に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、本プロジェクトに株式会社Birdmanが追加参画することとなり、6社体制のもとで、合弁会社の設立、事業用SPCの活用及びデータセンター関連資産の取得・運営に向けた検討を進めております。

当該合弁会社の初期資本金は30,000千円を想定しており、当社の出資比率は30%、当社負担額は9,000千円を想定しております。当該9,000千円については、合弁会社設立時の初期出資であり、本第三者割当により調達するAIインフラ投資資金300,000千円には含めず、当社の手元資金により支出する予定です。

本第三者割当により調達するAIインフラ投資資金300,000千円については、上記合弁会社設立後、事業用SPCを通じて実施するデータセンター関連設備への投資、GPUサーバー等の計算資源の確保、AI処理基盤の構築その他AIインフラ領域に係る投資に充当することを想定しております。

当社のリユース事業においては、価格査定、需要予測、在庫最適化等において、現時点では主にルールベースや経験則に依拠した運用が中心であり、AI を活用した体系的な分析や自動化は十分に進んでおりません。このため、当社としては、これらのデータをより高度に活用することが収益力改善に資する重要な課題であると認識しており、AI の導入・活用を推進していく方針であります。

当社としては、AI インフラの整備を通じて、外部への AI リソース提供を主軸とした事業展開を推進していく方針であります。具体的には、AI 特化型データセンターの開発・運営を通じて、GPU サーバー等の計算資源を外部の企業等へ提供することにより、新たな収益機会の創出を図ってまいります。

その上で、当該AI インフラを自社で保有または準内製化することにより、価格査定、需要予測、在庫最適化等の分析高度化を図るとともに、再生・検品工程の効率化や品質の均一化を実現し、既存事業の収益性向上にも寄与するものと考えております。

また、本取り組みを通じて、データセンターにおける機器の導入から運用、更新・入替、再流通に至るまでの一連のプロセスへの関与を拡大し、将来的に拡大が見込まれる GPU サーバーの二次流通市場においても、当社の事業機会の拡張を図ってまいります。

このAI インフラ投資は、中期事業戦略における新規事業領域の拡張および既存事業の高度化を推進するものであり、当社の中長期的な成長ドライバーとして位置付けております。

本第三者割当による調達資金については、これらの施策を機動的に実行するための原資として活用する予定であります。AI インフラ投資については設備投資等の初期投資を要することから、十分な資金余力の確保が不可欠であります。

なお、上記 MOU に基づく合弁会社の設立及び当社による 9,000 千円の出資を除き、現時点において具体的な投資案件のすべてが確定しているものではありませんが、市場環境の変化、資金調達の進捗、事業性の精査及び各参画会社との協議状況を踏まえ、柔軟かつ迅速に投資判断を行うことが競争優位性の確保に資するものと認識しております。そのため、本資金調達により機動的な投資実行体制を整備することは、当社の持続的成長に資するものであると判断しており、本第三者割当により調達した資金のうち 300,000 千円を充当する予定です。

当社は、本取り組みを通じて、既存事業の収益力強化と新たな成長領域の創出を両立し、企業価値および株主価値の最大化を実現してまいります。

③ 暗号資産関連投資資金

当社は、リユースモバイル端末事業を中核としつつ、近年の急速なデジタル化およびAI 技術の進展を踏まえ、事業ポートフォリオの高度化および収益源の多様化を重要な経営課題として認識しております。

当社が策定した中期事業戦略においては、リユース事業の収益性向上および事業領域の拡張を通じた成長を基本方針としております。こうした方針のもと、当該暗号資産関連投資は、新たな収益機会の創出に資するとともに、既存事業の高度化にも寄与する施策として位置付けております。

当社は、資金運用の高度化および収益基盤の多様化を目的として、暗号資産を活用したトレジャリー戦略を導入しております。既にビットコインおよびドージコインの取得を実施しており、市場環境やリスク管理体制を踏まえつつ、ビットコインおよびドージコインの双方を対象として、段階的に保有残高の拡充を検討しております。また、将来的には、当社グループの投資方針、流動性、安全性、収益性およびリスク管理体制を踏まえ、その他の暗号資産についても投資対象とする可能性があります。

また、2026 年 4 月 1 日付 PR 情報「House of Doge および abc 株式会社とのドージコイン ETF を見据えたファンド組成に関する最終合意のお知らせ」にて公表のとおり、当社は暗号資産を活用したファンド組成に向けた基本合意に至っております。なお、同 PR 情報に記載のとおり、本プロジェクトにおいては、abc 株式会社および abc 証券株式会社がファンドの組成・運営主体ならびに金融商品設計・証券機能の提供を担うものとされており、当社は、トレジャリー戦略の推進および Web3 領域における実証的取り組みの推進を主な役割としております。

このうち、本第三者割当により調達する暗号資産関連投資資金 300,000 千円は、主として、当社グループの役割のうちトレジャリー戦略の推進に係る資金として、当社子会社である ReDigital 株式会社において、ビットコインおよびドージコインを中心とする暗号資産の取得・保有・運用を段階的に実施するために充当する予定です。なお、Web3 領域における実証的取り組みについては、当社グルー

プの中長期的な事業展開として検討するものであり、現時点において、本資金使途 300,000 千円の直接の支出対象として具体的な投資案件が確定しているものではありません。

当社の暗号資産に関連する取り組みは、単なる短期的な価格運用を目的とするものではなく、中長期的な企業価値向上および事業ポートフォリオの高度化に資する戦略的投資として位置付けております。

暗号資産は価格変動リスクを伴うものの、資産分散および新たな収益機会の観点から有効な投資対象であると認識しております。当社における暗号資産への資金投入は、現時点では、暗号資産の取得・保有・運用を通じた資金運用を目的とするものであり、投資活動として位置付けております。また、ステーキング等による継続的収益の創出の可能性についても検討してまいります。さらに、リユース事業との連携については、現時点で具体的なサービス開始や収益計上を予定しているものではありませんが、将来的には、当社が取り扱うリユース端末・IT 機器と Web3 領域を組み合わせた実証的な取り組みとして、例えば、暗号資産ウォレットや Web3 関連アプリケーションの利用環境を備えた端末の取扱い、Web3 関連事業者向けの端末提供、または暗号資産・ブロックチェーン関連サービスとの連携可能性について検討してまいります。

この暗号資産関連投資は、中期事業戦略における新規事業領域の拡張および既存事業の高度化を推進するものであり、当社の中長期的な成長ドライバーとして位置付けております。

本第三者割当による調達資金については、これらの施策を機動的に実行するための原資として活用する予定であります。暗号資産関連投資については、適切なタイミングでの取得が重要であることから、十分な資金余力の確保が不可欠であります。

また、当社は 2025 年 10 月 30 日付適時開示「Universal Digital Inc. との融資枠に関する基本合意締結のお知らせ」において、Universal Digital Inc. との間で 1 億米ドルを上限とする融資枠の組成に関する基本合意を締結した旨を公表しておりましたが、その後の協議において具体的な条件面の合意には至らず、当該融資枠の具体化は進んでおりませんでした。このため、当社は、2026 年 5 月 18 日付「Universal Digital Inc. との融資枠に関する基本合意終了に関するお知らせ」にて公表のとおり、当該基本合意を解消しております。

したがって、本第三者割当により調達する暗号資産関連投資資金は、当該融資枠を前提とするものではなく、当社が自己の資金調達により確保した資金を、暗号資産トレジャリー事業を担う当社子会社である ReDigital 株式会社へ貸し付け、同社において、暗号資産の取得・保有・運用を段階的に実施するための投資資金として活用する予定です。

なお、現時点において具体的な投資案件のすべてが確定しているものではありません。本資金使途として設定する 300,000 千円は、特定の個別案件に係る積算額ではなく、当社の資金規模、リスク許容度、既存事業への資金需要および暗号資産の価格変動リスクを踏まえて設定した、暗号資産関連投資に係る段階的な投資上限枠であります。当社は、当該投資枠の範囲内で、市場環境および社内承認手続を踏まえ、機動的かつ慎重に投資判断を行ってまいります。

④ 運転資金

当社は、リユースモバイル端末事業を中核とし、調達・再生・販売を一体化した事業モデルのもと、事業規模の拡大および収益性の向上に取り組んでおります。近年、新品端末価格の上昇やコスト志向の高まりを背景に、リユースモバイル端末市場は引き続き拡大傾向にあり、当社においても販売台数および売上高は堅調に推移しております。一方で、競争環境の激化に伴い、適時かつ適切な在庫確保および効率的な在庫回転の実現が、収益力の向上において重要な要素となっております。

当社が策定した中期事業戦略においては、リユース事業の収益性向上および収益基盤の強化に加え、DX の推進等による業務効率化および事業基盤の高度化を基本方針としております。本資金使途は、これらのうち主として収益基盤の強化および安定的な収益の積み上げに資する施策の実行を加速するものとして位置付けております。

まず、在庫調達および回転強化に係る資金使途についてであります。当社の取扱商材であるリユースモバイル端末は、市場需給および価格動向の変化が比較的短期間で生じる特性を有しており、収益機会を最大化するためには、需要の高い機種を適切なタイミングで確保し、迅速に販売につなげることが不可欠であります。特に高価格帯モデルについては、数千台単位での仕入れが求められる場合もあり、短期間で数億円規模の資金が必要となる局面が発生いたします。本資金を活用することで、機

動的かつ大規模な在庫調達を可能とし、販売機会の逸失防止および売上拡大を図るとともに、在庫回転率の向上による資金効率の改善を実現してまいります。

次に、既存事業の収益基盤強化に係る資金使途についてであります。当社は、従来の端末売買に加え、法人向けレンタル、サブスクリプションサービス、キッティングおよび保証サービス等を組み合わせた付加価値型ビジネスへの転換を推進しております。これらのサービスは継続的な収益を生み出すストック型ビジネスとして、収益の安定化に寄与するものである一方、端末の先行取得やシステム投資等の初期投資が必要となります。本資金を活用し、これらのサービス基盤の拡充を図ることで、フロー型収益に依存しない安定的な収益構造の構築を目指してまいります。

また、併せてDX投資による業務効率化およびデータ活用的高度化を推進し、在庫管理の精緻化、価格査定精度の向上、販売チャネルの最適化を図ることで、収益性の改善およびオペレーションの効率化を実現してまいります。

本第三者割当による調達資金のうち400,000千円を本件資金使途に充当する予定であります。

以上の取り組みにより、当社は在庫回転を軸としたキャッシュ創出力の強化と、ストック型収益の積み上げによる収益基盤の安定化を両立し、中期事業戦略に掲げる収益力の改善および持続的な企業価値向上の実現を目指してまいります。本第三者割当による資金調達は、これらの施策を着実に実行するための重要な基盤となるものであり、当社の中長期的な成長に資するものであると判断しております。

なお、当社は2025年7月8日付で発行した第2回新株予約権により、主としてM&A資金および運転資金の調達を企図しておりましたが、株価が行使価額を継続的に下回る状況が続いたことにより権利行使が進まず、当初想定していた資金調達が十分に実現していない状況にありました。

このような状況を踏まえ、当社は2026年5月12日付適時開示「第三者割当による第2回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」でお知らせのとおり、第2回新株予約権の全量取得及び消却を予定しており、資金調達手段の見直しを行っております。

その結果、特に優先度の高い修理領域におけるM&AおよびAIインフラ投資について、機動的な投資実行に必要な資金の確保が課題となっております。

このような状況を踏まえ、本第三者割当では、資金調達の確実性およびタイミングの観点から、確定的に資金調達が可能な新株予約権付社債と、株価動向に応じて段階的に資金調達が行われる新株予約権を組み合わせた設計としております。

具体的には、本新株予約権付社債により調達する資金については、発行時点で確実に資金化される特性を踏まえ、実行優先度の高い投資案件である修理領域におけるM&AおよびAIインフラ投資に充当する方針としております。

一方で、本新株予約権により調達する資金については、行使の進捗に応じて段階的に資金化される性質を有することから、M&Aの将来の投資候補案件への対応、AIインフラ投資の拡張、暗号資産関連投資及び運転資金等、柔軟かつ機動的な資金需要に対応するための資金として位置付けております。

当社は、このように資金調達手段の特性に応じて資金使途を整理することで、優先投資の確実な実行と中長期的な成長投資への対応を両立し、資本政策の機動性および実効性の確保を図ってまいります。

3. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「Ⅱ. 本資金調達の目的及び理由 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することにより、当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えています。

4. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 第1回新株予約権付社債

当社は、第1回新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定

められた諸条件を考慮した第1回新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（代表者：能勢 元、住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号）（以下「TFA」といいます。）に依頼しました。TFAは、第1回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年5月19日）の市場環境や割当予定先の転換行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（257円）、転換価額（231.3円）ボラティリティ48.41%、権利行使期間2年、リスクフリーレート1.430%、市場リスクプレミアム9.3%、対指数 β 0.892）を置き、第1回新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、第1回新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、第1回新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金90円とすることを決定しております。また、第1回新株予約権付社債の当初転換価額は、割当予定先との協議により、2026年5月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額である231.3円に設定されており、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日である257円から10%のディスカウント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である288.78円から19.90%のディスカウント、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である303.75円から23.85%のディスカウント、当該直前取引日までの6カ月間の終値平均である369.09円から37.33%のディスカウントとなっております。

当該当初転換価額の設定は、2026年10月期第1四半期においても継続して営業損失38百万円を計上しており、加えて、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じている状況にあること、既存の第2回新株予約権についても株価が行使価額を下回る状況が継続した結果、権利行使による資金調達が進捗しなかったこと、並びに当社株価について短期間で大きく変動する状況が継続していること等を踏まえ、本第三者割当に係る引受リスク及び将来的な株価変動リスクについて割当予定先から一定のディスカウントが求められたことによるものであります。

また、当社としても、今後のM&A、AIインフラ投資、暗号資産関連投資及び既存事業の運転資金等に係る資金需要に対し、機動的かつ確実に資金調達を実行する必要があることから、割当予定先との協議の結果、一定のディスカウントを設定することには合理性があるものと判断いたしました。

さらに、当該ディスカウント率については、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において、株価の変動率が高い場合や発行会社の財務状況等を踏まえ合理的な必要性が認められる場合には、一定のディスカウントによる発行価額の設定が許容され得るとされていることも踏まえ、総合的に勘案した結果、10%といたしました。

また、第1回新株予約権付社債の転換価額については、2026年12月7日を修正日として、当該修正日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該終値に修正される条件が付されております。ただし、当該修正後の転換価額が下限転換価額である206円を下回る場合には、修正後の転換価額は206円となります。

当該修正条件は、第1回新株予約権付社債の発行から約6か月後の一時点において、その時点の株価水準を転換条件に反映することにより、割当予定先にとって転換可能性に関する不確実性を一定程度低減しつつ、当社としても当初転換価額から過度に乖離した条件で転換が行われることを避けることを目的とするものです。また、修正は継続的又は随時行われるものではなく、2026年12月7日の一度に限られており、かつ下限転換価額が設定されていることから、既存株主の利益に配慮した設計であると判断しております。以上を踏まえ、当社は、当該修正条件には合理性があるものと考えております。

当社は、第1回新株予約権付社債の発行価額について、TFAが算定した価値評価額（各社債の金額100円につき金88.11円）を基準として決定しております。当該価値評価額は、本社債が利息を付さないゼロクーポン債であることを前提に、利息相当の価値を反映して算定されたものであり、発行価額が額面金額を下回ることをのみをもって、割当予定先に対して経済的利益を供与するものではないと判断しております。また、当社は、本社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、当該新株予約権付社債全体の価値評価額及び本転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく評価結果等を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行価額がTFAによる価値評価額を基準として設定されていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な

価額であると判断いたしました。当該判断に当たっては、当社監査等委員3名全員（うち3名が社外監査等委員）から、TFAは当社と顧問契約関係等がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること及び割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること並びに本新株予約権の評価については、市場慣行に従った算定過程及び前提条件等に関して当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行が割当予定先に対して特に有利な価額等での発行に該当せず、適法である旨の意見表明を受けております。

② 第5回新株予約権

第5回新株予約権の発行価額（1個あたり123円）は、第5回新株予約権の諸条件、第5回新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、第5回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、変数としてボラティリティ62.53%、権利行使期間3年、リスクフリーレート1.642%、市場リスクプレミアム9.3%、対指数 β 0.869を採用した結果、第5回新株予約権1個あたりの評価額を123円と算定しました。なお、新株予約権の発行価額は、第三者機関であるTFAに算定を依頼した上で決定しております。

第5回新株予約権の行使価額については、当社と割当予定先との交渉の結果、上場会社の株式公正価値の決定において最も客観性が高いとされる市場株価方式において、より直前の株式価値が当社の実態を反映しているものと考えられることから、第5回新株予約権の発行及び第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（2026年5月19日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である257円といたしました。

第5回新株予約権の発行価額については、当社といたしましては、第三者算定機関であるTFAの行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、この度割当予定先に発行する第5回新株予約権の発行価額につきましても、当該算定機関の行った評価と同額に決定されておりますので、有利発行には該当せず、適正な価格であると判断いたしました。

当該判断に当たっては、当社監査等委員3名全員（うち3名が社外監査等委員）から、TFAは当社と顧問契約関係等がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること及び割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること並びに第5回新株予約権の評価については、市場慣行に従った算定過程及び前提条件等に関して当該評価は合理的なものであると判断できることから、第5回新株予約権の発行が割当予定先に対して特に有利な価額等での発行に該当せず、適法である旨の意見表明を受けております。

③ 第6回新株予約権

第6回新株予約権の発行価額（1個あたり131円）は、第6回新株予約権の諸条件、第6回新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、第6回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、変数としてボラティリティ62.53%、権利行使期間3年、リスクフリーレート1.642%、市場リスクプレミアム9.3%、対指数 β 0.869を採用した結果、第6回新株予約権1個あたりの評価額を131円と算定しました。なお、新株予約権の発行価額は、第三者機関であるTFAに算定を依頼した上で決定しております。

第6回新株予約権の行使価額については、当社と割当予定先との交渉の結果、上場会社の株式公正価値の決定において最も客観性が高いとされる市場株価方式において、より直前の株式価値が当社の実態を反映しているものと考えられることから、第6回新株予約権の発行及び第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（2026年5月19日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である257円といたしました。

第6回新株予約権の発行価額については、当社といたしましては、第三者算定機関であるTFAの行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、この度割当予定先に発行する第6回新株予

約権の発行価額につきましても、当該算定機関の行った評価と同額に決定されておりますので、有利発行には該当せず、適正な価格であると判断いたしました。

当該判断に当たっては、当社監査等委員3名全員（うち3名が社外監査等委員）から、T F Aは当社と顧問契約関係等はなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること及び割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること並びに第6回新株予約権の評価については、市場慣行に従った算定過程及び前提条件等に関して当該評価は合理的なものであると判断できることから、第6回新株予約権の発行が割当予定先に対して特に有利な価額等での発行に該当せず、適法である旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は6,900,000株（議決権数69,000個）、上記「I. 本資金調達の概要 2. 本プログラムに基づく新株予約権付社債の発行の概要」に記載のとおり、本新株予約権付社債の発行に係る包括的な枠組みに基づく本新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は2,594,040株（議決権数25,940個）であり、これらの合計である9,494,040株（議決権数94,940個）の希薄化率（2026年4月30日現在の当社の発行済株式総数である7,106,900株（総議決権数68,727個））は133.59%（議決権における割合は、総議決権数の138.14%）に相当します。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。当社は、本資金調達に伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、本資金調達により調達する資金を、本資金調達の主な目的及び理由にしたがって、成長資金に充当することは、今後の当社の成長及び企業価値の向上に資するものと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。また、本新株予約権及び本新株予約権付社債が全て行使又は転換された場合に交付される株式数9,494,040株に対し、取引所における当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は255,380株であり、一定の流動性を有していると判断しております。さらに、当社は、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は、本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、本資金調達が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、当社としては上記のような希薄化が生じるものの、今回の資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、希薄化の規模が合理的であると判断しました。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①LCAO

①	名称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
②	所在地	P. O. Box 309, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	
③	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組成目的	投資	
⑤	組成日	2013年3月11日	
⑥	出資の総額	約668百万米ドル（2025年12月31日時点）	
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
⑧	業務執行組合員の概要	名称	Long Corridor Asset Management Limited
		所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
		代表者の役職及び氏名	ディレクター：James Xinjun Tu

		事業内容	投資
		資本金	8,427,100 香港ドル (157 百万円)
⑨	国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
		所在地	該当事項はありません。
		代表者の役職及び氏名	該当事項はありません。
		事業内容	該当事項はありません。
		資本金	該当事項はありません。
⑩	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

(注)本欄は、別途記載のある場合を除き、2026年4月30日現在におけるものです。

②MAP246

①	名称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC	
②	所在地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	
③	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio)	
④	組成目的	投資	
⑤	組成日	2019年8月11日	
⑥	出資の総額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注)	
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注)	
⑧	業務執行組合員の概要	名称	Long Corridor Asset Management Limited
		所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place Central, Hong Kong
		代表者の役職及び氏名	ディレクター: James Xinjun Tu
		事業内容	投資
		資本金	8,427,100 香港ドル (157 百万円)
⑨	国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
		所在地	該当事項はありません。
		代表者の役職及び氏名	該当事項はありません。
		事業内容	該当事項はありません。
		資本金	該当事項はありません。
⑩	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

		との関係	
--	--	------	--

- (注) 1. 本欄は、別途記載のある場合を除き、2026年4月30日現在におけるものです。
2. 出資額、主たる出資者及びその出資比率については、一任契約を締結しその運用を行っている香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited (以下「LCAM」といいます。) の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。

③BEMAP

①	名称	BEMAP Master Fund Ltd.	
②	所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
③	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組成目的	投資	
⑤	組成日	2017年1月25日	
⑥	出資の総額	開示の同意を得られていないため、記載していません。(注)	
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載していません。(注)	
⑧	業務執行組合員の概要	名称	Long Corridor Asset Management Limited
		所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place Central, Hong Kong
		代表者の役職及び氏名	ディレクター : James Xinjun Tu
		事業内容	投資
		資本金	8,427,100 香港ドル (157 百万円)
⑨	国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
		所在地	該当事項はありません。
		代表者の役職及び氏名	該当事項はありません。
		事業内容	該当事項はありません。
		資本金	該当事項はありません。
⑩	当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
		当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

- (注) 1. 本欄は、別途記載のある場合を除き、2026年4月30日現在におけるものです。
2. 出資額、主たる出資者及びその出資比率については、一任契約を締結しその運用を行っている香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited (以下「LCAM」といいます。) の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。

④Seacastle

①	名称	Seacastle Singapore Pte. Ltd.
---	----	-------------------------------

②	本店の所在地	60 Paya Lebar Road #11 - 37 Paya Lebar Square Singapore 409051		
③	代表者の役職・氏名	Director Tang Koon Heng		
④	事業内容	海運管理業務及びファイナンス		
⑤	資本金	50,000 シンガポールドル		
⑥	設立年月日	2006年11月9日		
⑦	発行済株式数	1,000,000株		
⑧	決算期	12月		
⑨	従業員数	5名		
⑩	主要取引先	一般法人		
⑪	主要取引銀行	DBS銀行、OCBC銀行		
⑫	大株主及び持株比率	Tang Koon Heng 100%		
⑬	当事会社間の関係			
	資本関係	<ul style="list-style-type: none"> ・当社普通株式 1,110,000 株（議決権比率：16.15%）を保有しています。（2026年4月末時点） ・2025年7月8日付取締役会決議により発行した第2回新株予約権の割当先であり、第2回新株予約権 25,811 個を保有しています。（2026年4月末時点） 		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円。特記しているものを除く。1シンガポールドルを123円にて換算。)			
	決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
	純資産	21,949	23,034	19,917
	総資産	726,483	730,193	719,377
	1株当たり純資産(円)	21.94	23.03	19.91
	売上高	69,395	85,765	0
	営業利益	2,975	1,085	△3,118
	経常利益	△1,494	1,085	△3,118
	親会社に帰属する 当期純利益	△1,494	1,085	△3,118
	1株当たり当期純利益 (円)	△1.49	1.08	△3.11

(注)本欄は、別途記載のある場合を除き、2026年4月30日現在におけるものです。

⑤ Showcase Capital

①	名称	株式会社 Showcase Capital
②	所在地	東京都港区六本木一丁目9番9号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 松本 高一
④	事業内容	ベンチャーキャピタル投資、ファイナンス支援事業、アドバイザー事業、研修事業等
⑤	資本金	10百万円

⑥ 設立年月日	2017年8月8日		
⑦ 発行済株式数	1,000株		
⑧ 決算期	12月末		
⑨ 従業員数	0名		
⑩ 主要取引先	一般法人		
⑪ 主要取引銀行	三菱UFJ銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社ショーケース：100%		
⑬ 当事会社間の関係			
資本関係	<ul style="list-style-type: none"> ・当社普通株式 500,000 株（議決権比率：7.28%）を保有しています。（2026年4月末時点） ・2025年7月8日付取締役会決議により発行した第2回新株予約権の割当先であり、第2回新株予約権 5,000 個を保有しています。（2026年4月末時点） 		
人的関係	Showcase Capital の代表取締役である松本高一氏は、当社取締役を兼務しております。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	Showcase Capital の代表取締役である松本高一氏が当社取締役を兼務していることから、関連当事者に該当いたします。		
⑭ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	（単位：千円）		
決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
純資産	△41,316	△60,455	2,405
総資産	163,354	161,807	115,566
1株当たり純資産（円）	△41,316.87	△60,455.29	2,405.97
売上高	13,103	38,667	200,654
営業利益	△43,241	△16,777	104,123
経常利益	△44,466	△19,068	101,932
親会社株主に帰属する当期純利益	△44,536	△19,138	62,861
1株当たり当期純利益（円）	△44,536.17	△19,138.41	62,861.26
1株当たり配当金	—	—	—

（注）本欄は、別途記載のある場合を除き、2026年4月30日現在におけるものです。

⑥ Universal Digital

① 名称	Universal Digital Inc.
② 所在地	15th Floor, 1111 West Hastings St Vancouver, BC V6E 2J3 CA
③ 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer, Christopher Yeung
④ 事業内容	ビットコインレジャーリー事業、暗号資産分析プラットフォーム事業、金融商品事業
⑤ 資本金	11,706,862 CAD
⑥ 設立年月日	2018年7月19日
⑦ 発行済株式数	77,184,110株

⑧ 決算期	1 月末			
⑨ 従業員数	5 名			
⑩ 主要取引先	LongPoint ETFs			
⑪ 主要取引銀行	Bank of Montreal			
⑫ 大株主及び持株比率	KZ Labs Limited 10.4% Soul Capital Limited 10.4%			
⑬ 当事会社間の関係				
資本関係	<ul style="list-style-type: none"> ・当社普通株式 266,500 株（議決権比率：3.88%）を保有しています。（2026 年 4 月末時点） ・2025 年 9 月 19 日付で第 2 回新株予約権の譲渡を受けており、7,335 個を保有しています。（2026 年 4 月末時点） 			
人的関係	該当事項はありません。			
取引関係	該当事項はありません。			
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。			
⑭ 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円。特記しているものを除く。1 CAD を 106 円にて換算。)				
	決算期	2023 年 1 月期	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期
純資産		306,446	19,292	△56,498
総資産		315,456	138,224	50,562
1 株当たり純資産 (円)		—	—	△2.3
売上高		—	—	—
営業利益		—	—	—
経常利益		—	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益		△58,098	△446,618	△203,317
1 株当たり当期純利益 (円)		△26.5	△7.4	△1.0
1 株当たり配当金		—	—	—

- (注) 1. 本欄は、別途記載のある場合を除き、2026 年 4 月 30 日現在におけるものです。
2. 2023 年 1 月期および 2024 年 1 月期の 1 株当たり純資産につきましては、期末時点の発行済み株式数が不明であるため記載しておりません。
3. 当該会社は直近 3 年間を通じて事業転換期にあり、収益認識の対象となる製品やサービスの販売を行っておらず、デジタル資産・株式投資・トレジャリー戦略などの事業準備・投資段階にあったため、売上高が計上されておりません。
4. 営業利益および経常利益につきましては、当該会社が IFRS に準拠して財務諸表を作成しており、算出していないため、記載しておりません。

⑦ Soul Ventures

① 名称	Soul Ventures Holdings Limited
② 所在地	イギリス領ヴァージン諸島 (British Virgin Islands)
③ 代表者の役職・氏名	Director So Chi On
④ 事業内容	ベンチャーキャピタル、ファンド運用、上場株式投資事業
⑤ 資本金	100USD

⑥ 設立年月日	2021年11月9日		
⑦ 発行済株式数	100株		
⑧ 決算期	12月		
⑨ 従業員数	3名		
⑩ 主要取引先	一般事業法人等		
⑪ 主要取引銀行	JP モルガン・チェース銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	Yeung Kit Ling 60.0% Warren Hui 40.0%		
⑬ 当事会社間の関係			
資本関係	<ul style="list-style-type: none"> ・当社普通株式 50,000 株（議決権比率：0.73%）を保有しています。（2026年4月末時点） ・2025年9月19日付で第2回新株予約権の譲渡を受けており、1,500個を保有しています。（2026年4月末時点） 		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	<p>当社は、2025年9月17日付の適時開示「暗号資産の取扱開始の方針決定および abc 株式会社とのビットコインを活用したトレジャリー戦略に関する業務提携に向けた基本合意締結のお知らせ」に記載のとおり、abc 株式会社との間で、ビットコインを活用したトレジャリー戦略に関する業務提携に向けた基本合意書を締結しております。当該基本合意は、Soul Ventures Holdings Limited と代表者が同じである Soul Capital Partners Limited が、当社と協議しつつ具体的なトレジャリー戦略を実行する枠組みとされております。</p>		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
⑭ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円。特記しているものを除く。1USDを157円にて換算。)			
決 算 期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
純資産	7,333	244,255	596,847
総資産	8,040	245,432	653,527
1株当たり純資産(円)	73,319	2,442,558	5,968,464
売上高	2,355	258,455	476,544
営業利益	△516	244,755	352,592
経常利益	△516	244,755	352,592
親会社株主に帰属する 当期純利益	△516	244,755	352,592
1株当たり当期純利益 (円)	△5,160	2,447,457	3,525,921

(注)本欄は、別途記載のある場合を除き、2026年4月30日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「Ⅱ. 本資金調達の目的及び理由 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中で、当社は、既存株主であり第2回新株予約権の割当先でもある Seacastle の Director である Tang Koon Heng 氏と当社取締役である谷口領との間で、当社株価が第2回新株予約

権の行使価額を下回る状況が継続しており、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していないことについて協議を行ってまいりました。

当該協議の中で、当社は、資本政策の機動性および資金調達手段の実効性を確保する観点から、第2回新株予約権を取得・消却したうえで、現在の株価水準および当社の資金需要に即した新たな資金調達手段へ切り替えることについて検討を進めることとなりました。

その検討の過程において、2026年4月上旬、Seacastleより、当社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解する分析能力を有し、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって資金調達ができる可能性が高く、かつ短期間で投資の意思決定をすることが可能な条件を提示できる可能性が高い機関投資家としてLCAMの紹介を受け、LCAMから具体的な提案として、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPに対する第三者割当による本新株予約権発行及び本社債発行の提案を受けました。

① LCAO

LCAOは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、当社が必要とする調達金額に対応可能な資金力を有しております。LCAMからの提案の中で、LCAOは株式等への投資実績も豊富であり、当社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断いたしました。

② MAP246

MAP246は、LCAMが一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオの一つであり、柔軟な投資スタイルを特徴としています。MAP246に関しても日本企業への投資経験があり、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、MAP246は当社のファイナンス方針に沿った協調的な投資家であり、割当先として適切と判断いたしました。

③ BEMAP

BEMAPもLCAO及びMAP246と同様に、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、株式を含む複数アセットへの投資経験を有しています。BEMAPについては、特に中長期的視点からの資本性資金の提供を重視しており、当社に対しても経営に関与しない純投資スタンスを明確にしていることから、安定的かつ友好的な株主として適切な割当先であると判断いたしました。

上記判断の前提として、当社がLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に対するヒアリングを行ったところ、LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、その運用資金の主体は世界的大手機関投資家を含む機関投資家からのものであること、本拠地の香港に加え、東京に拠点をもち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であるとの説明を受けております。

④ Seacastle

割当先であるSeacastleは、2025年7月8日取締役会決議による第三者割当の引受先であり、当社普通株式を1,110,000株（議決権比率：16.15% ※2026年4月末時点）を保有する当社筆頭株主であります。

当社は、SeacastleのDirectorであるTang Koon Heng氏と当社取締役である谷口領との間で、当社株価が第2回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しており、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していないことについて協議を行ってまいりました。

当該協議の中で、資金使途及び資金調達の必要性につき、また、希薄化の即時性を抑制しつつ、計画的かつ柔軟な資金調達が可能となる行使価額固定型の新株予約権による第三者割当を基本方針としていること、並びにSeacastleが当社のビジネスモデル及びリスク特性に十分理解した上で既に株式

を保有していることを踏まえ、ファイナンスへの参加を要請するとともに、資本政策の機動性および資金調達手段の実効性を確保する観点から、現行の新株予約権を維持するよりも、これを取得の上消却し、新たな資金調達手段への切替えを図ることが合理的であると判断し、同社が保有する第2回新株予約権について取得の打診をいたしました。これに対し、2026年4月上旬、Tang Koon Heng氏から新株予約権であれば引受可能であることと、第2回新株予約権の取得について可能である旨の意向を確認いたしました。

当社としては、割当予定先が当社の筆頭株主であり、これまでも特段の問題なくやり取りをさせていただいていること、同社が当社普通株式を保有しており、当社の事業内容および資本政策について一定の理解を有していること、また、同社が日本国内の上場企業株式への投資も行っている実績も総合的に勘案し、割当先として選定いたしました。

⑤ Showcase Capital

Showcase Capitalは、2025年7月8日取締役会決議による第三者割当の引受先であり、当社普通株式を500,000株（議決権比率：7.28% ※2026年4月末時点）を保有しています。

当社は、Showcase Capitalの代表取締役である松本高一氏と当社取締役である谷口領との間で、当社株価が第2回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しており、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していないことについて協議を行ってまいりました。なお、松本高一氏は当社取締役でもあることから、当社の事業状況および資本政策について日常的に情報共有・協議を行っております。

当該協議の中で、資金使途及び資金調達の必要性につき、また、希薄化の即時性を抑制しつつ、計画的かつ柔軟な資金調達が可能となる行使価額固定型の新株予約権による第三者割当を基本方針としていること、並びにShowcase Capitalが当社のビジネスモデル及びリスク特性に十分理解した上で既に株式を保有していることを踏まえ、ファイナンスへの参加を要請するとともに、資本政策の機動性および資金調達手段の実効性を確保する観点から、現行の新株予約権を維持するよりも、これを取得の上消却し、新たな資金調達手段への切替えを図ることが合理的であると判断し、同社が保有する第2回新株予約権について取得の打診をいたしました。これに対し、2026年4月上旬、松本高一氏から新株予約権であれば引受可能であることと、第2回新株予約権の取得について可能である旨の回答を口頭で受けました。

当社としては、割当予定先が当社の株主であり、これまでも特段の問題なくやり取りをさせていただいていること、また、同社が当社普通株式を保有しており、当社の事業内容および資本政策について一定の理解を有していること等を総合的に勘案し、割当先として選定いたしました。

⑥ Universal Digital

Universal Digitalは、2025年9月19日付取締役会決議による第2回本新株予約権の譲受先であり、カナダを拠点とする公開投資会社で、デジタル資産（暗号資産・仮想通貨）、ブロックチェーン技術、及びそれらに関連するビジネスへの投資・運用に特化しています。2025年10月には最大1億米ドル規模の融資枠の組成に向けた基本合意（MOU）を締結いたしました。その後の協議において具体的な条件面の合意には至らず、当該融資枠の具体化は進んでおりませんでした。このため、当社は、2026年5月18日付「Universal Digital Inc.との融資枠に関する基本合意終了に関するお知らせ」にて公表のとおり、当該基本合意を解消しております。

2026年4月上旬以降、当社は、Soul VenturesのDirectorであるSo Chi On氏を通じて、Universal Digitalに対し、資金使途及び資金調達の必要性につき、また、希薄化の即時性を抑制しつつ、計画的かつ柔軟な資金調達が可能となる行使価額固定型の新株予約権による第三者割当を基本方針としていること、並びにUniversal Digitalが当社のビジネスモデル及びリスク特性に十分理解した上で既に株式を保有していることを踏まえ、ファイナンスへの参加を要請するとともに、資本政策の機動性および資金調達手段の実効性を確保する観点から、現行の新株予約権を維持するよりも、これを取得の上消却し、新たな資金調達手段への切替えを図ることが合理的であると判断し、同社が保有する第2回新株予約権について取得の打診をいたしました。その結果、Soul VenturesのDirector So Chi On氏を通じて、Universal Digitalより、新株予約権であれば引受可能であることと、第2回新株予約権の取得について可能である旨の意向が示されたことを確認いたしました。

当社としては、割当予定先が当社の株主であり、これまでも特段の問題なくやり取りをさせていただいていること、また、同社が当社普通株式を保有しており、当社の事業内容および資本政策について一定の理解を有していること等を総合的に勘案し、割当先として選定いたしました。

⑦ Soul Ventures

Soul Ventures は、2025年9月19日付取締役会決議による第2回本新株予約権の譲受先であり、ベンチャーキャピタル事業、ファンド運用事業、上場株式投資事業を運営する BVI 法人です。第2回新株予約権の譲渡後、当社と Soul グループとの間では、暗号資産関連事業に関する協議及び情報交換を継続しております。また、RWA（実物資産のトークン化）や AI 関連投資との連携可能性も含め、当社が検討する暗号資産トレジャリー戦略における協業先の一つとして、同グループとの連携を進めております。

当社は、2026年4月上旬以降、Soul Ventures の Director である So Chi On 氏と当社取締役である谷口領との間で、当社の資金需要および今後の資本政策に関する協議を行いました。

当該協議の中で、資金使途及び資金調達必要性につき、また、希薄化の即時性を抑制しつつ、計画的かつ柔軟な資金調達が可能となる行使価額固定型の新株予約権による第三者割当を基本方針としていること、並びに Soul Ventures が当社のビジネスモデル及びリスク特性に十分理解した上で既に株式を保有していることを踏まえ、ファイナンスへの参加を要請するとともに、資本政策の機動性および資金調達手段の実効性を確保する観点から、現行の新株予約権を維持するよりも、これを取得の上消却し、新たな資金調達手段への切替えを図ることが合理的であると判断し、同社が保有する第2回新株予約権について取得の打診をいたしました。これに対し、Director So Chi On 氏から新株予約権であれば引受可能であることと、第2回新株予約権の取得について可能である旨の回答を口頭で受けました。

当社としては、割当予定先が当社の株主であり、これまでも特段の問題なくやり取りをさせていただいていること、また、同社が当社普通株式を保有しており、当社の事業内容および資本政策について一定の理解を有していること等を総合的に勘案し、割当先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

①LCAO、②MAP246 及び③BEMAP

割当予定先である LCAO、MAP246 及び BEMAP との間で、第1回新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、第1回新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨を西健一郎氏から口頭で確認しております。当社代表取締役社長と割当予定先の資産運用を一任されている LCAM との協議において、第1回新株予約権付社債の転換により割り当てられる当社株式及び本新株予約権の行使により割り当てられる当社株式については、割当予定先が市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除するように努めることを前提に適宜売却する可能性がある旨を西健一郎氏から口頭で確認しております。

また、第1回新株予約権付社債及び本新株予約権について、新株予約権付社債発行プログラム設定契約及び本新株予約権引受契約において、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく第1回新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨を定める予定です。割当予定先は、第1回新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、第1回新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が完了するまでの間は、継続して保有する方針であることを西健一郎氏に口頭で確認しております。

④Seacastle

割当予定先である Seacastle は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましても、市場動向を勘案しながら売却する純投資である旨、当社取締役である谷口領が Seacastle の Director である Tang Koon Heng 氏より口頭にて確認しております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する本新株予約権の取得等の権利・義務についても譲受人が引

継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

⑤Showcase Capital

割当予定先である Showcase Capital は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する純投資である旨、当社取締役である谷口領が Showcase Capital の代表取締役である松本高一氏より口頭にて確認しております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する本新株予約権の取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

⑥Universal Digital

割当予定先である Universal Digital は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する純投資である旨、当社取締役である谷口領が Universal Digital の Chief Executive Officer である Christopher Yeung 氏より口頭にて確認しております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する本新株予約権の取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

⑦Soul Ventures

割当予定先である Soul Ventures は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する純投資である旨、当社取締役である谷口領が Soul Ventures の Director So Chi On 氏より口頭にて確認しております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する本新株予約権の取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①LCAO、②MAP246 及び③BEMAP

当社は、割当予定先のうち LCAO について、2024 年 12 月期の Ernst&Young による監査済み財務書類及び LCAO の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの 2025 年 6 月 30 日から 2026 年 4 月 24 日現在までにおける残高サマリー資料を確認するとともに、LCAO より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、LCAO の財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及び LCAO が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降 LCAO の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されている LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表者西健一郎氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうち MAP246 について、2024 年 12 月期の Grant Thornton による監査済み財務書類及び MAP246 の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの 2025 年 6 月 30 日から 2026 年 4 月 24 日現在までにおける残高サマリー資料を確認するとともに、MAP246 より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

同様に、当社は、割当予定先のうち BEMAP について、2024 年 12 月期の Deloitte & Touche LLP による監査済み財務書類である貸借対照表の現金及び現金同等物、並びに、BEMAP の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの 2025 年 6 月 30 日から 2026 年 4 月 24 日までにおけるカスタディ口座に係る現金残高資料を確認するとともに、BEMAP より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

また、当社は LCAO、MAP246 及び BEMAP から入手した上記残高証明書の日付以降、LCAO、MAP246 及

びBEMAPの保有資産に重大な変更がないことをLCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLCAMのInvestor AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認しております。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

④Seacastle

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の預金明細の写し（2025年1月31日から2026年4月30日まで）を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。このように割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使に係る払込みについては、残高が不足しているものの、Seacastleは当社普通株式1,110,000株を保有しており、今後の株価動向、資金状況及び市場環境を踏まえ、当該保有株式の売却代金を行使資金に充当する、もしくは本新株予約権に関して複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の一部を売却し、売却代金を次回の行使資金に充当する可能性もあることの意向を当社取締役である谷口領がSeacastleのDirectorであるTang Koon Heng氏より口頭にて確認しております。

⑤Showcase Capital

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の預金通帳又は預金明細の写し（2024年12月27日から2026年5月14日まで）を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。このように割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使に係る払込みについては、残高が不足しているものの、Showcase Capitalは当社普通株式500,000株を保有しており、今後の株価動向、資金状況及び市場環境を踏まえ、当該保有株式の売却代金を行使資金に充当する、もしくは本新株予約権に関して複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の一部を売却し、売却代金を次回の行使資金に充当する可能性もあることの意向を当社取締役である谷口領がShowcase Capitalの代表取締役である松本高一氏より口頭にて確認しております。

⑥Universal Digital

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の預金明細の写し（2025年6月6日から2026年5月7日まで）を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。このように割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使に係る払込みについては、残高が不足しているものの、Universal Digitalは当社普通株式266,500株を保有しており、今後の株価動向、資金状況及び市場環境を踏まえ、当該保有株式の売却代金を行使資金に充当する、もしくは本新株予約権に関して複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の一部を売却し、売却代金を次回の行使資金に充当する可能性もあることの意向を当社取締役である谷口領がUniversal DigitalのChief Executive OfficerであるChristopher Yeung氏より口頭にて確認しております。

⑦Soul Ventures

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする預金明細の写し（2025年5月30日から2026年4月30日まで）を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。このように割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認してお

ります。なお、当該払込原資の一部は、Soul Capital Limited から Soul Ventures に対するグループ内貸付によるものであると確認しております。Soul Capital Limited は、Soul Ventures と同一グループに属する法人であり、当該貸付は、同グループ内における投資資金の移動として行われたものです。また、当該貸付に係る具体的な契約条件については、貸付人を Soul Capital Limited、借入人を Soul Ventures Holdings Limited、貸付日を 2026 年 2 月 6 日、無利息、返済期限の定めなし、無担保とするものであり、資金使途は、当社が発行する新株予約権の引受け又は行使に係る資金を含む投資目的であることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使に係る払込みについては、残高が不足しているものの、本新株予約権に関して複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の一部を売却し、売却代金を次回の行使資金に充当する可能性もあることの意向を当社取締役である谷口領が Soul Ventures の Director である So Chi On 氏より口頭にて確認しております。

(5) 割当予定先の実態

①LCAO、②MAP246 及び③BEMAP

当社は、各割当予定先から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、各割当予定先の関係者、役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

また、当社は、上記とは別に各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否かについて、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号、代表取締役：小板橋 仁）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

④Seacastle

当社は、割当予定先である Seacastle、Seacastle の役員及び株主（以下、「割当予定先等」という。）について暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号、代表取締役：小板橋 仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等及び割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑤Showcase Capital

当社は、割当予定先である Showcase Capital、Showcase Capital の役員及び株主（以下、「割当予定先等」という。）について暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号、代表取締役：小板橋 仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑥Universal Digital

当社は、割当予定先である Universal Digital、Universal Digital の役員及び株主（以下、「割当予定先等」という。）について暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号、代表取締役：小板橋 仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑦Soul Ventures

当社は、割当予定先である Soul Ventures、Soul Ventures の役員及び株主（以下、「割当予定先等」という。）について暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役：小板橋 仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

6. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年4月30日現在）	
SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD.	16.15%
株式会社 SBI 証券	7.34%
株式会社 Showcase Capital	7.27%
兼松コミュニケーションズ株式会社	6.69%
三菱 UFJe スマート証券株式会社	4.36%
楽天証券株式会社共有口	4.13%
UNIVERSAL DIGITAL INC.	3.88%
坂 達典	2.97%
GMO クリック証券株式会社	1.50%
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH	1.24%

- (注) 1. 当社が所有する自己株式は、上表大株主から除外しております。
2. 募集前の持株比率は、2026年4月30日現在における発行済株式総数(自己株式を除く)を基準として算出しております。
3. 割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使によって交付される当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。
4. 2025年12月9日付で公衆の縦覧に供されている大量報告書の変更報告書において、Seacastle Singapore Pte. Ltd が2025年12月8日現在で以下の株券等を保有している旨が記載されておりますが、2026年4月30日現在における株主名簿上の所有株式数とは相違しております。そのため、上記大株主の状況については、2026年4月30日現在の株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所又は本店所在地	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Seacastle Singapore Pte. Ltd	60 Paya Lebar Road, #11-37 Paya Lebar Square Singapore 409051	4,191,100	50.36

7. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「Ⅱ. 本資金調達の目的及び理由 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えております。また、今回の資金調達による影響については未定でありますので、判明次第速やかに公表いたします。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は6,900,000株(議決権数69,000個)、本プログラムに基づき発行される第1回乃至第3回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は2,594,040株(議決権数25,940個)であり、これらの合計である9,494,040株(議決権数94,940個)の希薄化率(2026年4月30日現在の当社の発行済株式総数である7,106,900株(総議決権数68,727個))は133.59%(議決権における割合は、総議決権数の138.14%)と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、「Ⅱ. 本資金調達の目的及び理由 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、M&Aを含む資本業務提携資金及び事業運転資金等へ充当する予定であります。これらは早期に持続的な事業成長を行うために必要であるため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、「Ⅱ. 本資金調達の目的及び理由 1. 募集の目的及び理由 (3) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となり、さらに持続的な事業成長が期待できること、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能となる手法であることから、株価に対する過度の下落圧力を回避することで既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当により交付される可能性のある当社普通株式数は、第1回乃至第3回新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数2,594,040株(議決権数25,940個)、並びに第5回新株予約権及び第6回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数6,900,000株(議決権数69,000個)の合計9,494,040株(議決権数94,940個)となります。これは、2026年4月30日現在の当社発行済株式総数7,106,900株に対して133.59%、同日現在の総議決権数68,727個に対して138.14%に相当し、25%以上の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、「Ⅱ. 本資金調達の目的及び理由 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社の事業資金並びに運転資金に充当する予定であり、これらは持続的な事業成長を実現するためには必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である川村一博氏（祝田法律事務所 弁護士）、八角大輔氏（当社監査等委員）、藪田晃彰氏（当社監査等委員）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年5月20日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

1 本第三者割当の必要性

まず、本第三者割当の必要性について検討する。

(1) 本第三者割当の目的の合理性

貴社は、リユースモバイル端末の取扱いを中核とするリユース関連事業を展開しており、「ReYuu（リユー）」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、循環型社会への貢献と持続的な企業価値の向上を目指している。近年、円安の進行や新品端末価格の高騰を背景に、コストパフォーマンスを重視したリユース端末への需要は個人・法人双方において拡大しており、貴社が属するリユースモバイル市場は引き続き成長が見込まれている。

貴社は、リユースモバイル端末市場の拡大や法人需要の高まりを踏まえ、従前より販売チャネルの拡充、法人向けサービスの強化、海外取引の拡大に取り組み、売上規模の拡大を実現してきた。特に法人向け領域においては、端末販売に加え、レンタル、キッティング、保証等を組み合わせたサービス提供を推進し、収益機会の多様化を図っております。また、在庫の最適化およびコスト構造の見直しを通じて、キャッシュ・フローの改善および財務体質の健全化にも一定の成果を得ている。

一方で、貴社は過去複数期にわたり営業損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。貴社が2026年3月26日付で公表した中期事業戦略においては、修理・リサイクル事業への進出やEC機能の強化を通じて収益性の改善を図るとともに、法人向けレンタルサービスの提供等により安定的な収益基盤の構築を進める方針としている。また、M&A及び事業提携を通じてサプライチェーンの統合を進め、収益性の向上および事業基盤の強化を図ることとしている。

加えて、暗号資産の保有・運用による新たな収益源の確立を図るとともに、当該運用収益を成長投資に充当することで、リユース事業の拡大を加速させる方針としている。

さらに、貴社は、2026年4月24日付PR開示「AI特化型高性能データセンターの開発および運営に向けた基本合意書（MOU）締結に関するお知らせ」に記載のとおり、AIインフラ領域への参入を中長期的な成長戦略の一環として位置付け、GPUサーバーを中心としたAI関連インフラ事業への展開を進めている。貴社は、これらの施策を実行するにあたり、以下のとおり、段階的かつ機動的な資金確保が重要であると認識している。

まず、貴社は、M&Aおよび資本業務提携については、事業シナジーの創出及び競争力強化の観点から重要な施策と位置付けているが、案件は発生時期や規模が不確定であるため、機会が生じた際に迅速に意思決定及び投資実行を行うための資金余力が必要となる。

次に、貴社は、AIインフラ領域や暗号資産関連投資等の新規領域への展開についても、中長期的な成長ドライバーとして位置付けており、これらの分野においては一定規模の先行投資が必要となることから、継続的に投資を実行可能な資金基盤の構築が求められる。

さらに、既存のリユース関連事業においては、収益機会の最大化に向け、需要動向に応じた機動的かつ一定規模の在庫調達が不可欠であり、特に高需要機種については数千台規模・数億円単位の資金投下が必要となる局面が存在する。また、レンタル等のストック型収益の拡大においても、端末取得等の初期投資を伴うため、成長に先行した資金需要が発生する。

このように、貴社の資金需要は、案件の発生時期や規模に応じて変動する性質を有しており、貴社は、

一括での資金調達のみならず、事業進捗や市場環境に応じて段階的に資金を確保できる柔軟な調達手段が必要であると判断した。

本新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた本資金調達は、発行時に一定額の資金を確保するとともに、将来の転換又は行使に応じて追加的な資金調達および資本増強を図ることが可能であり、貴社は、これらが貴社の資金需要の特性に適合した手段であると考えており、一括での株式発行と比較して、資金調達および希薄化のタイミングを分散できる点においても合理性があると判断している。

なお、貴社が2025年7月8日付取締役会決議により発行した第2回新株予約権については、株価が当該新株予約権の行使価額を継続的に下回る状況が続いたことから、権利行使による資金調達は進捗しておらず、貴社は、このような市場環境のもとでは、当該新株予約権の行使による資金調達の実現可能性は低いと判断した。このため、資本政策の機動性および資金調達手段の実効性を確保する観点から、現行の新株予約権を維持するよりも、これを取得の上消却し、新たな資金調達手段への切替えを図ることが合理的であると判断し、貴社は、2026年5月12日付「第三者割当による第2回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」とおり、同日開催の取締役会において、第2回新株予約権の取得及び消却を決議した。

貴社は、第2回新株予約権の取得及び消却は、既存株主の利益に配慮しつつ、希薄化リスクの不確実性を低減するとともに、より確実性の高い資金調達を実現するためのものであり、貴社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えている。

以上の本第三者割当の目的は、貴社の状況及び今後の経営に必要な資金調達に照らして、合理的なものと考えられる。

(2) 本第三者割当の資金使途の合理性

本第三者割当の資金使途は以下のとおりであり、その詳細はReYuu Japan株式会社2026年5月20日付け適時開示予定資料「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結、並びに当該プログラムに基づく第三者割当による転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行及び第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」ドラフト（以下「本件開示資料」という。）14頁から19頁に記載の通りである。

<第1回新株予約権付社債>

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用	133,333	2026年8月～2028年6月
② AIインフラ投資資金	46,666	2026年9月～2028年6月
合計	180,000	—

本プログラムに基づき今後発行を予定している第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債により資金調達を行った場合には、当該払込金額の総額である最大360,000千円については、上記資金使途のうち、M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用に266,666千円、並びにAIインフラ投資資金に93,333千円を充当する予定である。なお、実際の充当事期については、各新株予約権付社債の発行決議時点における当社の資金需要、各施策の進捗状況及び市場環境等を踏まえて決定する予定である。

<本新株予約権>

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用	901,650	2026年8月～2029年6月
② AIインフラ投資資金	160,000	2026年9月～2029年6月

③ 暗号資産関連投資資金	300,000	2026年6月～2029年6月
④ 運転資金	400,000	2026年6月～2029年6月
合計	1,761,650	—

上記資金使途①は、M&Aを通じて、貴社が策定した中期事業戦略の実行しようとするものであり、不合理な点は認められない。また、貴社は、現時点で複数のM&A案件の検討を進めており、その中には具体的な協議が進行している案件も含まれる。これらの案件は、修理機能およびリサイクル機能の強化・内製化や、新規事業領域の拡張に資するものであり、貴社の中期事業戦略の実行に資する可能性が十分にあると評価できる。

上記資金使途②は、リユース事業の収益性向上および事業領域の拡張を通じた成長を基本方針とする方針と合致しており、AI インフラ投資については、新たな事業機会の創出に資するとともに、既存事業の高度化にも寄与する施策として評価でき、不合理な点は認められない。

上記資金使途③について、貴社は、暗号資産関連投資は、新たな収益機会の創出に資するとともに、既存事業の高度化にも寄与する施策であると評価している。暗号資産投資は、将来の収益が約束されるものではないが、投資のポートフォリオを多様化し、将来の投資収益が得られる可能性は当然存在する。そのため、将来の状況に応じて、暗号資産の取得・保有・運用を段階的に実施するための資金調達を実施することについて、不合理な点は認められない。

上記資金使途④について、資金使途の内容を確認したが、いずれも喫緊かつ具体的な資金調達ニーズが認められ、本第三者割当により運転資金を調達する必要性が認められる。

上記の資金使途は、貴社が策定した中期事業戦略にも合致し、又は貴社の将来の成長投資のための資金を得ることが期待できるものであり、不合理な点は認められない。

(3) 小括

以上に照らせば、本第三者割当を行う必要性は十分に認められる。

2 本第三者割当の相当性

当委員会は、本件調査によれば、次のとおり、本第三者割当の適法性（下記（1））、資金調達方法の選択の相当性（下記（2））、本第三者割当の規模の相当性（下記（3））、割当予定先選定の相当性（下記（4））、発行価額の相当性が認められることから（下記（5））、本第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行には、相当性が認められると考える。

（1）本第三者割当の適法性について

ア 有利発行該当性

① 本新株予約権付社債

新株予約権付社債については、付された新株予約権の実質的な対価と当該新株予約権の公正な価値とを比較して、実質的な対価が公正な価値を大きく下回るときに「特に有利な条件」（会社法 238 条 3 項 1 号）による発行に該当すると考えられる（東京地決平 19・11・12 金判 1281 号 52 頁、名古屋地決平 20・11・19 金判 1309 号 20 頁）。

また、新株予約権付社債の価値につき、募集新株予約権と社債の価値とに分離して評価する従来の裁判例（東京地決平成 19・11・12 金判 1281 号 52 頁など）を前提に、公正価値そのものではなく発行条件の判断過程を尊重し、その発行がいわゆる有利発行に該当するかについて、客観的な資料に基づく一応合理的な算定方法によって発行条件が決定されていたと言える場合には、特段の事情がない限り、「特に有利な条件」に該当しないとの解釈も存在する（東京高判令和元・7・17（判時 2454 号 64 頁））。

本件においては、いずれの解釈を採用したとしても、貴社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（代表者：能勢 元、住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号）（以下「TFA」という。）に依頼した。算定内容の詳細は、本開示資料 19 頁から 21 頁に記載のとおりである。

そして、貴社は、第 1 回新株予約権付社債の特徴、貴社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に

勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額 100 円につき金 90 円とすることを決定する予定である。

貴社は、本社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより貴社が得ることのできる経済的利益と、本転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本転換社債型新株予約権の実質的な対価が本転換社債型新株予約権の公正な価値と同額であること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断している。

なお、第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債については、2026 年 5 月 20 日時点では、本プログラムに基づく発行予定及び基本的な枠組みを承認するものであり、具体的な発行総額、転換価額、発行価額その他の詳細条件については、それぞれ別途設定される発行決議日において決定される予定である。

そのため、当委員会は、現時点においては、第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債を含む本プログラム全体の必要性及び相当性を検討したものであり、各回号の具体的な発行条件の相当性については、各発行決議日において、改めて取得される第三者算定機関による算定結果、監査等委員の意見及び取締役会における判断により確認されるべきものとする。

また、本新株予約権付社債の発行条件の決定過程に不合理な点は認められない。

以上より、新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価と当該新株予約権の公正な価値とを比較して、実質的な対価が公正な価値を大きく下回るとはいえず、また、その発行プロセスも合理的であるから、「特に有利な条件」（会社法 238 条 3 項 1 号）による発行に該当しない。

② 第 5 回新株予約権

新株予約権の払込金額が「特に有利な金額であるとき」（会社法第 238 条第 3 項第 2 号）とは、発行時点における新株予約権の公正な価値を著しく下回る払込価格で当該新株予約権を発行することをいうと解される。そして、新株予約権の公正な価値とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素にオプション評価理論を用いて算出されるいわゆる公正なオプション価額をいうと解され、公正なオプション価額と取締役会において決定された払込金額とを比較し、取締役会において決定された払込金額が公正なオプション価額を大きく下回るときは、原則として、募集新株予約権の有利発行に該当すると解される（東京地決平成 18 年 6 月 30 日金融・商事判例 1247 号 6 頁、東京地決平成 19 年 11 月 12 日金融・商事判例 1281 号 52 頁参照）。

これを本件についてみると、貴社から独立した第三者評価機関である T F A 作成の新株予約権価値算定報告書によれば、T F A は、第 5 回新株予約権について、第 5 回新株予約権の諸条件、第 5 回新株予約権の発行決議に先立つ貴社普通株式の株価の推移、貴社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、第 5 回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、変数としてボラティリティ 62.53%、権利行使期間 3 年、リスクフリーレート 1.642%、市場リスクプレミアム 9.3%、対指数 β 0.869 を採用した結果、第 5 回新株予約権 1 個あたりの評価額を 123 円と算定した。かかる算定方法について、不合理な点は特段、不見当である。

また、行使価格についても、第 5 回新株予約権の発行及び第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（2026 年 5 月 19 日）の東京証券取引所における貴社普通株式の終値である 257 円とされており、第 5 回新株予約権の評価の合理性を阻害するものではない。

そして、第 5 回新株予約権の払込価額及び行使価額の決定に当たっては、T F A の算定結果である評価額と同額とされ、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、第 5 回新株予約権発行の払込金額は、会社法第 238 条第 3 項第 2 号の「特に有利な金額」にあたらぬと解される。

③ 第 6 回新株予約権

T F A 作成の新株予約権価値算定報告書によれば、T F A は、第 6 回新株予約権について、第 6 回新株予約権の諸条件、第 6 回新株予約権の発行決議に先立つ貴社普通株式の株価の推移、貴社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、第 6 回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針

でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、変数としてボラティリティ 62.53%、権利行使期間 3 年、リスクフリーレート 1.642%、市場リスクプレミアム 9.3%、対指数 β 0.869 を採用した結果、第 6 回新株予約権 1 個あたりの評価額を 131 円と算定した。かかる算定方法について、不合理な点は特段、不見当である。

また、行使価格についても、第 6 回新株予約権の発行及び第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（2026 年 5 月 19 日）の東京証券取引所における貴社普通株式の終値である 257 円とされており、第 6 回新株予約権の評価の合理性を阻害するものではない。

そして、第 6 回新株予約権の払込価額及び行使価額の決定に当たっては、T F A の算定結果である評価額と同額とされ、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、第 6 回新株予約権発行の払込金額は、会社法第 238 条第 3 項第 2 号の「特に有利な金額」にあたらぬと解される。

イ その他本第三者割当の適法性に関する事項

上記のほか、当委員会が調査した範囲においては、本第三者割当が「著しく不公正な方法」（会社法第 210 条第 2 号）によって行われたと推認させる事情は見当たらない。

また、本第三者割当は、顧問弁護士その他専門家の助言の下、会社法、金融商品取引法その他関係法令、東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続を履践して行われるものであり、その他、適法性に問題は認められない。

(2) 第三者割当を選択することの相当性について

ア 本第三者割当を選択した理由について

貴社が本第三者割当を選択した理由は、以下のとおりとのものである。

すなわち、本第三者割当は、貴社が LC に対して本新株予約権付社債（調達額 540,000,000 円（第 1 回新株予約権付社債：180,000,000 円、第 2 回新株予約権付社債：180,000,000 円、第 3 回新株予約権付社債：180,000,000 円））、第 5 回本新株予約権（最大調達額 852,159,000 円）及び Seacastle、Showcase Capital、Universal Digital 及び Soul Ventures に対して第 6 回本新株予約権（最大調達額 929,916,000 円）をそれぞれ第三者割当の方法によって割り当てるものであり、本新株予約権付社債については払込期日に資金を調達することができ、本新株予約権については LC、Seacastle、Showcase Capital、Universal Digital 及び Soul Ventures による行使によって段階的に資金を調達することができる仕組みとなっている。かかる資金調達方法のメリット、デメリットは、本件開示書類 12 頁から 14 頁に記載の通りである。

貴社が、本プログラムに基づく新株予約権付社債が発行され、さらに、新株予約権が発行されるという段階的な資金調達方法を選択した手段は、以下のとおりである。

すなわち、貴社は、上記のとおり、第 1 回乃至第 3 回新株予約権付社債により一定額の資金を段階的に確保することを予定しているが、貴社の資金需要は、M&A、AI インフラ投資、暗号資産関連投資及び既存事業の運転資金等、複数の施策にわたっており、これらの施策を機動的に実行するためには、新株予約権付社債による調達に加え、株価水準及び市場環境に応じて追加的に資金調達を行うことが可能な手段を確保する必要があると判断したとのことである。

このため、貴社は、本プログラムとは別に、第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権を発行することにより、将来の株価動向に応じた段階的な資金調達手段を確保し、資金調達の柔軟性及び実効性を高めることとしたとのことである。

第 5 回新株予約権は、LCAM が運用するファンドを割当予定先として発行するものであり、本プログラムに基づく新株予約権付社債とあわせて、貴社の新たな資金需要に対応するための追加的な資金調達手段として位置付けられる。また、第 5 回新株予約権については、一定の株価条件を満たした場合に割当予定先が一定数の新株予約権を行使する旨の行使コミットメントが付される予定であり、当該行使コミットメントを通じて、一定条件下における資金調達の実効性を高める設計となっている。

一方、第 6 回新株予約権は、既存の第 2 回新株予約権の保有者を割当予定先として発行するものであり、貴社株価が第 2 回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続し、当初想定していた資金調達が進捗しなかったことを踏まえ、第 2 回新株予約権を取得及び消却したうえで、現状の株価水準及び本資金調達の目的に即した新たな資金調達機会を設定するものである。

このように、第 5 回新株予約権と第 6 回新株予約権は、割当予定先、発行の背景及び位置付けに加え、

行使コミットメントの有無等の条件面も異なることから、それぞれ別個の回号として発行することとしたとのことである。

また、他の資金調達方法との比較については、以下のとおりである。

まず、貴社は、金融機関からの借入れについては、貴社の現状の財務状況に加え、既存の借入契約に付されている財務制限条項等の制約を踏まえ、新たな借入れによる資金調達は実行可能性や機動性の観点から現時点で現実的な選択肢とは言い難いと判断したということである。また、仮に借入れにより必要資金を賄う場合には、利息負担の増加や財務健全性の低下を招く可能性があり、将来的な調達余力にも影響を及ぼしかねないことから、慎重に判断したということである。

また、公募増資については、一時にまとまった資金調達が可能である反面、相応規模の希薄化が一時に発生することから、株価に対する影響が大きくなる可能性があると考えたとのことである。また、公募増資の実施にあたっては、証券会社による引受審査および引受体制の構築が必要となるところ、貴社は継続的に営業損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じている状況にあることから、貴社が希望する条件および規模での引受体制を構築できるかについて不確実性が存在しており、加えて、市場環境や株価動向によっては、想定する発行価格や発行規模で十分な需要を確保できず、必要資金を確実に調達できるとは限らないと考えられることから、機動的かつ確実性を重視する本件資金調達の目的に照らした場合、公募増資は適切ではないと判断したということである。株主割当増資についても、既存株主の参加率により調達額が左右される点で確実性に課題があること等から、同様に慎重に検討したとのことである。

また、ライツ・オファリング（株主割当による新株予約権の無償割当）についても検討したが、ライツ・オファリングは、既存株主に対して公平に投資機会を提供できる点や、一定の市場性を通じた価格形成が期待できる点においてメリットがある資金調達手法であると認識しているということである。しかしながら、ライツ・オファリングにおいては、既存株主の権利行使状況や市場での新株予約権の取引動向により最終的な調達額が左右されることから、必要な資金を確実に確保できるかについて不確実性がある点が課題となり、また、実施にあたっては一定の準備期間および手続を要するため、資金需要の発生タイミングに応じた機動的な資金調達が困難となる可能性がある。さらに、貴社の現状の株価水準および市場環境を踏まえると、権利行使が十分に進まない可能性も否定できず、その結果として想定していた資金調達が実現しないリスクがあることから、本件の資金需要の特性（発生時期および規模の不確実性）に照らしては、必ずしも適切な手法とは言い難いと判断したとのことである。

これらを踏まえ、貴社は、発行時点で一定の資金を確実に確保しつつ、残余の資金については貴社の資金需要の発生時期や市場環境に応じて段階的に調達することが可能なスキームが適切であるとの結論に至ったとのことである。その結果、新株予約権付社債の発行により当面必要な資金の一定額を発行時に調達するとともに、追加的な資金については新株予約権の行使により機動的に調達することが可能となることから、今般の資金調達方法を選択したとのことである。

以上の点について、他の資金調達手段との比較において、本第三者割当を選択することが不合理とは言えない。

以上の検討の結果、貴社は、今回の資金調達においては、貴社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本の増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であることを重視して、行使価額修正選択権付新株予約権の第三者割当による資金調達が望ましいと判断したとのことである。

イ 本第三者割当の規模の相当性について

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 6,900,000 株（議決権数 69,000 個）、本新株予約権付社債の発行に係る包括的な枠組みに基づく本新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は 2,594,040 株（議決権数 25,940 個）であり、これらの合計である 9,494,040 株（議決権数 94,940 個）の希薄化率（2026 年 4 月 30 日現在の貴社の発行済株式総数である 7,106,900 株（総議決権数 68,727 個））は 133.59%（議決権における割合は、総議決権数の 138.14%）となり、結果として既存株式の大規模な希薄化が生じることが見込まれるものである。

他の資金調達方法との比較では本第三者割当が最も有効かつ確実な資金調達方法であることが認められるが、本第三者割当による希薄化率は、極めて大きい水準である。しかし、希薄化の割合が大きいとしても、本第三者割当にそれに見合う必要性が認められ、既存株主の損失を回復させるに足る効果が合

理的に見込まれば、その希薄化率は合理的なものにとどまることができる。

この点、貴社の資金調達必要性は極めて高く、また、本新株予約権発行による資金調達には、貴社の財務基盤強化及び収益改善、さらに新たな収益基盤の構築及び成長機会の獲得を通じて、企業価値の維持向上を可能とする効果が合理的に認められる。

そのため、本第三者割当は、これを実施する高度の必要性があり、また、中長期的にみて貴社の企業価値及び株主価値向上が見込まれることから、希薄化による既存株主の損失を回復させるに足る効果が合理的に見込まれるといえ、それを覆すに足りるだけの事情は認められない。

したがって、本第三者割当の規模には、相当性が認められると解される。

(3) 本第三者割当の割当予定先の選定の相当性

本第三者割当の割当予定先の選定理由は、本件開示資料 29 頁から 31 頁に記載のとおりである。これらの割当予定先の選定理由は、資金調達方法の内容、新株予約権の行使の蓋然性、貴社の将来の事業への見通し等を勘案すれば、特に不合理な点は認められない。

(4) 本第三者割当に係る発行価額の相当性

本新株予約権付社債の発行価額は、各本社債の金額 100 円につき金 90 円であり、社債に利息は付されていないが、第 1 回新株予約権付社債の発行価額が T F A の算定した価値評価額（各社債の金額 100 円につき金 88.11 円）を基準として決定されている。当該価値評価額は、本社債が利息を付さないゼロクーポン債であることを前提に、利息相当の価値を反映して算定されたものであり、発行価額が額面金額を下回ることをもって、割当予定先に対して経済的利益を供与するものではないと考えられる。また、本社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより貴社が得ることのできる経済的利益、当該新株予約権付社債全体の価値評価額及び本転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく評価結果等を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行価額が T F A による価値評価額を基準として設定されていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないと考えられる。

なお、第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債については、現時点では本プログラムに基づく発行予定及び基本的な枠組みを承認する段階であり、具体的な発行価額その他の発行条件は、それぞれ別途設定される発行決議日において決定される予定である。そのため、第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債の具体的な発行価額の相当性については、各発行決議日において、改めて取得される第三者算定機関による算定結果、監査等委員の意見及び取締役会における判断により確認されるべきものとする。

また、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である T F A の行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、この度割当予定先に発行する本新株予約権の発行価額につきましても、当該算定機関の行った評価を上回っている。

以上のことから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額について、相当性が認められると解される。

(5) 小括

以上より、第 1 回新株予約権付社債並びに第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権の発行については適法性及び発行価額の相当性が認められ、また、第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債を含む本プログラム全体についても、現時点における基本的な枠組みの必要性及び相当性が認められる。したがって、本第三者割当の規模、割当予定先選定及び発行価額のいずれについても、相当であると認められることから、本第三者割当による新株予約権発行の相当性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、2026 年 5 月 20 日開催の貴社取締役会において決議される予定の本第三者割当は、貴社にとって、必要かつ相当なものとして認められる。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
売上高	4,089	4,731	6,259
営業利益	△185	△64	△163
経常利益	△204	△79	△189
親会社株主に帰属する 当期純利益	△81	△86	△225
1株当たり当期純利益(円)	△14.14円	△15.33円	△40.13円
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	183.56円	158.95円	199.30円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に 対する比率
発行済株式数	7,106,900株	100.0%
現時点での転換価額(行使価額)における潜在 株式数	3,964,600株	55.79%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株 式数	3,964,600株	55.79%

(注) 上記潜在株式数は、2025年7月8日付で発行した第2回新株予約権に係る潜在株式数です。なお、当社は2026年5月12日開催の取締役会において、当該第2回新株予約権の全量を取得及び消却することを決議しており、2026年6月3日付で取得及び消却する予定です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
始値	282円	558円	297円
高値	650円	642円	1,413円
安値	239円	250円	277円
終値	544円	299円	677円

② 最近6か月間の状況

	2025 12月	2026年 1月	2月	3月	4月	5月
始値	550円	413円	411円	365円	284円	359円
高値	550円	495円	418円	371円	329円	433円
安値	375円	402円	317円	269円	247円	255円
終値	405円	416円	373円	280円	327円	257円

注: 2026年5月の欄は5月19日までの値を記載しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年5月19日
始値	261円
高値	267円
安値	256円
終値	257円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第2回新株予約権の発行

① 割当日	2025年7月24日
② 発行新株予約権数	52,070個
③ 発行価額	43,270,170円(新株予約権1個につき831円)
④ 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	3,058,123,170円 (内訳) 新株予約権発行分 43,270,170円 新株予約権行使分 3,014,853,000円
⑤ 割当先	第三者割当の方法によります。 株式会社 Showcase Capital 5,000個 Seacastle Singapore Pte. Ltd. 47,070個
⑥ 募集時における 発行済株式数	5,741,500株
⑦ 当該募集による 潜在株式数	5,207,000株(新株予約権1個につき100株)
⑧ 現時点における 行使状況	1,242,400株(12,424個)
⑨ 現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	719百万円
⑩ 発行時における 当初の資金使途	①事業運転資金(在庫仕入) : 2,000百万円 ②M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用 : 1,043百万円
⑪ 発行時における 支出予定時期	①2025年7月~2028年7月 ②2025年7月~2028年7月
⑫ 現時点における 充当状況	①事業運転資金(在庫仕入) : 719百万円 ②M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の取得に関わる費用 : 0百万円

(注) 第2回新株予約権については、2026年5月12日付「第三者割当による第2回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年6月3日にその全てについて取得し、取得後速やかに消却する予定です。

以上

(別紙1)

ReYuu Japan 株式会社
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 募集社債の名称
ReYuu Japan 株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」とい
い、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額
金 200,000,000 円
3. 各社債の金額
金 10,000,000 円の1種。各社債の口数は20口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割する
ことができない。
4. 本新株予約権付社債の券面
本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権付社債券は発行されない。
5. 払込金額
各社債の金額 100 円につき金 90 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は
本社債の一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率
本社債には利息を付さない。
8. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留
保されている資産はない。
9. 申込期日
2026年6月5日
10. 本新株予約権の割当日及び本社債の成立日
2026年6月5日
11. 本社債の払込期日
2026年6月5日
12. 募集の方法
第三者割当の方法により、それぞれ以下の通り割り当てる。
Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 15 個
MAP246 Segregated Portfolio 2 個
BEMAP Master Fund Ltd. 3 個
13. 本社債の償還の方法及び期限
(1) 満期償還

本社債は、2028年6月5日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 当社に生じた事由による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第15項第(3)号(ハ)①(i)に定義される。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第15項第(3)号(ハ)③、⑤及び⑧に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第15項第(3)号(ハ)②乃至⑧に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、

当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号(イ)①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(イ)②に基づく通知が行われた場合には、本号(イ)②の手続が適用される。

③ スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ロ) 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。また、本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、2027年6月5日以降はいつでも、その選択により、当社に対して、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(ハ) 当社の選択による繰上償還

当社は、2026年6月5日以降、2028年6月5日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

14. 買入消却

(1) 当社及びその子会社(以下に定義する。)は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

15. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

- (i) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初231.3円（発行決議日前日の当社普通株式の普通取引の終値の90%）とする。なお、転換価額は本号(ハ)①(ii)及び(ハ)②乃至⑧に定めるところに従い修正又は調整されることがある。
- (ii) 2026年12月7日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「修正日価額」という。）が、当該修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、206円（当初転換価額の89%）とする（但し、下限転換価額は、本号(ハ)②乃至⑧に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

③ 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 時価（本号(ハ)⑥(ii)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、

当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権、2026年5月20日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第5回新株予約権、2026年5月20日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第6回新株予約権、2026年6月19日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第2回新株予約権付社債及び2026年7月24日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第3回新株予約権付社債を除く。）（以下「取得請求権付株式等」という。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 上記(i)乃至(iv)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iv)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記⑤に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金10,000,000円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑤ (i) 「特別配当」とは、2028年6月5日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金10,000,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- ⑥ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（但し、本号(ハ)③(γ)の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に当該株式分割により割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- ⑦ 本号(ハ)②及び④のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- ⑧ 本号(ハ)③及び⑤の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- (iii) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iv) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑨ 本号(ハ)①(ii)により転換価額の修正を行う場合、又は本号(ハ)②乃至⑧により転換価額の調整を行うとき(下限転換価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
 - (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権者は、2026年6月5日から2028年6月5日(第13項第(2)号(イ)①乃至③、同(ロ)並びに同(ハ)に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。
- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
 - (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
 - (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- 本新株予約権を行使する場合、本項第(5)号記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (11) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、第13項第(2)号(イ)①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第15項第(3)号(ハ)①(ii)と同様の修正及び第15項第(3)号(ハ)②乃至⑧と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項第(6)号に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本号に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

16. 特約

(1) 担保提供制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

また、当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (イ) 第13項の規定に違背したとき。
- (ロ) 本項第(1)号の規定に違背したとき。
- (ハ) 当社が本新株予約権付社債権者との間で本新株予約権付社債の買取りに関して締結した契約の重要な事項に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (ニ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該社債の金額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
- (ホ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
- (ヘ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ト) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

17. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

18. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

21. 準拠法

日本法

22. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上

(別紙2)

ReYuu Japan 株式会社
第5回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

ReYuu Japan 株式会社第5回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 4,059,000 円

3. 申 込 期 日

2026年6月5日

4. 割当日及び払込期日

2026年6月5日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	24,420 個
MAP246 Segregated Portfolio	2,640 個
BEMAP Master Fund Ltd.	5,940 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,300,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式 100 株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合 (以下「株式分割等」と総称する。) を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合 (但し、株式分割等を原因とする場合を除く。) には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

330,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 123 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 金 1.23 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 257 円とする。但し、行使価額は、第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処} \\
 \text{分普通株式} \\
 \text{数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時価}
 \end{array}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役及び執行役員に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、当社の使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合、2026年5月20日の当社取締役会決議に基づく ReYuu Japan 株式会社第6回新株予約権並びに2026年5月20日の取締役会決議に基づく ReYuu Japan 株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、2026年6月19日の取締役会決議に基づく ReYuu Japan 株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2026年7月24日の取締役会決議に基づく ReYuu Japan 株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年6月8日から2029年6月5日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 0.1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金123円とした。

20. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 大府中央支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以上

(別紙3)

ReYuu Japan 株式会社
第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ReYuu Japan 株式会社第6回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 4,716,000 円
3. 申込期日 2026年6月5日
4. 割当日及び払込期日 2026年6月5日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。

Seacastle Singapore Pte. Ltd.	23,436 個
株式会社 Showcase Capital	4,536 個
Universal Digital Inc.	6,660 個
Soul Ventures Holdings Limited	1,368 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 3,600,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。)) は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 36,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 131 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下、「行使価額」という。)) は、金 257 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数

に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{1株当たりの時価}}} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ②株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）
調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基

準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年6月8日から2029年6月5日までとする。(但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 第11項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の数を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、第 11 項の行使期間中に第 20 項の行使請求の受付場所に提出しなければならない。本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第 20 項の行使請求受付場所に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 21 項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

ReYuu Japan 株式会社 企画管理部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 大阪中央支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 131 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、257 円とした。

23. その他

上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としている。上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。

以上